夢あるくらしのパートナー

だんようの現況2020

淡陽信用組合

ご あ い さ つ

平素より格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申しあげます。
また、今般の新型コロナウィルス感染症により影響を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

このたび、組合員並びにお取引先の皆さまに当組合の経営内容をお伝えし、より一層のご理解を深めていただきたく本誌を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申しあげます。

当組合は昭和２７年に創立以来、堅実･健全経営に努め、地域の皆さまから愛され親しまれ、信頼される金融機関を目指してまいりました。おかげさまで業容も健全性を確保し、今日の揺るぎない経営基盤を築きあげることができました。これもひとえに皆さまのご支援の賜ものと深く感謝いたしております。

２０１９年度は、天皇陛下のご即位や令和への改元など、日本が新たな時代を迎えました。景気は米中貿易摩擦や中国経済減速による影響等により、輸出や生産活動を中心に弱めの動きが続いたものの、雇用･所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復が続いておりました。しかし、２０２０年2月以降は、新型コロナウィルス感染症の拡大により、企業の生産活動や家計の消費活動が停滞したことで、景気は急速に悪化しております。
今後の地域経済につきましては、新型コロナウィルス感染症の終息時期が不透明であり、終息までの期間が長びくことで中小･零細企業の業況悪化が懸念される状況です。また、従来からの人口減少や高齢化といった構造的な問題を抱え、中小･零細企業では、人材不足や事業承継などの経営課題の顕在化が想定されます。

このような前例のない事態の中で、今年度、当組合は新型コロナウィルス感染症による地域経済の停滞を打破すべく、中小･零細企業のお客さまや個人のお客さまに寄り添い、金融円滑化やコンサルティング機能の発揮を通じて支援に努めてまいります。
当組合は“夢あるくらしのパートナー”をモットーに地域の皆さまと共に歩み、地域と共に発展する信用組合を目指して役職員一同さらに努力を重ねてまいります。今後とも尚一層のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

2020年7月

理　事　長　　山本　英博

当組合の概要

本店所在地　洲本市栄町１丁目３番１７号

設立	昭和２７年１２月	**店舗数**	２２店舗
出資金	12 億 92 百万円	**常勤役職員数**	２９０名
組合員数	32,943 名	**営業地区**	兵庫県一円

（2020 年 3 月 31 日現在）

だんようのシンボルは“太陽”です。頭文字であるdが3つ集まり、それぞれ衣食住（dress,dinner,dwelling）を表しながら、しっかりと結合。全体として、まっ赤に燃えるだんようのコロナ（太陽）を象徴しています。

もくじ

ごあいさつ	1
当組合の概要	2
概況・組織	3
業務のご案内	7
事業の概況	12
財務諸表	12
経営指標	16
資金調達	18
資金運用	18
貸出金の分類	20
その他業務	21
リスク管理態勢	21
法令等遵守態勢	22
顧客保護等管理態勢等	23
自己資本の充実に関する事項	24
［地域密着型金融の取組状況］ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	31
「経営者保証に関するガイドライン」への対応	33
地域貢献	34

事業方針

経　営　理　念

○近い、早い、親切をモットーにお客様の「夢あるくらしのパートナー」として努力する。
○人と人とのふれあいを大切にし、愛され親しまれ、地域と共に発展する信用組合をめざす。

当組合は、昭和24年に制定された中小企業等協同組合法に基づく組合員の「相互扶助」を基本理念とする協同組織の地域金融機関で、地元の中小・零細事業者及び勤労者に対する金融の円滑化とその経済的地位の向上に寄与し、地域社会の発展に貢献することを経営の基本方針としています。さらに、堅実・健全経営に徹し、人縁・地縁を大切にしてお客様とのより身近で親密な関係を築き、質の高い、きめ細かな金融サービスの提供を常に心掛けています。

だんようのあゆみ

昭和27年12月 ● 中小企業等協同組合法に基づく地域信用組合として旧津名郡北淡町（現在の淡路市）において設立
31年 7月 ● 本店を洲本市に移転
52年12月 ● 本店を現在地へ新築移転
57年 7月 ● オンラインシステム稼動
61年 3月 ● 預金高1,000億円を達成
平成 4年10月 ● 日本銀行歳入復代理店の認可に伴う歳入金の取扱いを開始
7年 5月 ● 信組共同センターに加盟
8年11月 ● けんみん大和信用組合及び山陽信用組合の事業を譲受
● 営業地区を兵庫県全域へ拡張
● 預金高2,000億円を達成
11年 3月 ● 理事長に藤勝が就任
12年 4月 ● 郵貯とのATM提携を開始
7月 ● 「デビットカード・サービス」の取扱いを開始
13年 1月 ● 「インターネット・モバイルバンキング」の取扱いを開始
12月 ● 火災保険窓販の取扱いを開始
14年12月 ● 創立50周年
17年 4月 ● 証券化支援事業住宅ローン（「フラット35」）の取扱いを開始
20年 1月 ● 「マルチペイメントネットワークサービス」の取扱いを開始
9月 ● イオン銀行とのATM提携を開始
21年 5月 ● 生命保険窓販の取扱いを開始
7月 ● 証券化支援事業住宅ローン（「フラット50」）の取扱いを開始
24年 6月 ● 理事長に勢戸堅祐が就任
25年 2月 ● 「でんさいネットサービス」の取扱いを開始
4月 ● 兵庫県中小企業団体中央会（しっかいや中央会）との連携による中小企業相談支援事業を開始
5月 ● ビューカードとのATM提携を開始
9月 ● 「教育資金贈与預金口座」の取扱いを開始
● セブン銀行とのATM提携を開始
27年 7月 ● 日本政策金融公庫との連携による「創業・第二創業サポートローン」の取扱いを開始
29年 6月 ● 理事長に山本英博が就任
● 個人型確定拠出年金「iDeCo」の取扱いを開始
30年10月 ● 振込サービスの取扱時間を拡大

トピックス（令和元年４月～令和２年３月）

令和元年 5月 ● 淡陽レディースクラブが観劇ツアーを実施
6月 ● 第67期通常総代会を開催
● だんよう年金友の会観劇ツアーを実施（西はりまブロック）
7月 ● 洲本淡陽会が総会を開催
8月 ● 第72回淡路島まつりおどり大会に参加
9月 ● 「しんくみの日週間・献血運動」 に65名の役職員が参加
● 「ピーターパンカード寄付金」を「兵庫県立あわじ特別支援学校」に寄付
● 淡陽しころ会（淡路地区）が地域清掃活動を実施
● 食品等取扱事業者向けミニセミナーを開催
11月 ● 洲本淡陽会が親睦旅行を実施
● 淡陽講演会を開催（講師：山本浩之氏）
12月 ● 淡陽レディースクラブが総会を開催
2年 1月 ● 洲本淡陽会が懇親会を開催
● だんよう年金友の会観劇ツアーを実施（淡路市／南あわじ市ブロック）

＜第４次経営力強化計画中間年度重点施策＞

「～地域とだんようの好循環実現に向けて～」

1．地域密着型金融の更なる深化・発展
（1）事業性評価と金融仲介機能の発揮
（2）ライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮
（3）成長分野への積極支援
（4）地元出身者雇用の促進

2．顧客本位の業務運営とコンプライアンスの徹底
（1）顧客満足度の向上と顧客本位の業務運営の強化
（2）金融サービスの拡充
（3）組合員（地域）との信頼関係構築
（4）コンプライアンスの徹底

3．経営管理態勢の強化と適正収益の確保
（1）経営基盤の強化
（2）貸出先の間口拡大と信用コストの低減
（3）利益構造の見直しと収益力の強化
（4）業務合理化・事務効率化の推進
（5）BCP・サイバーセキュリティ・マネロン関係への対応強化

4．人材育成と働き甲斐のある職場づくり
（1）企業の課題解決をできる人材育成の強化
（2）適正な人材配置と多能化の推進
（3）働き甲斐・やりがいのある職場
（4）職場内環境の改善
（5）女性活躍の推進

役員一覧

2020年6月30日現在

理事長（代表理事）	山本　英博
専務理事（代表理事）	河本　晋一
理事（本店営業部長兼由良支店長）	北野上和明
理事（人事部長）	新井　英男
理事（業務推進部長）	釜谷　雅久
理事（審査部長）	太田　光彦
理事（監査部長）	福本　　修
理事（総務部長）	片山　浩史
理事（企画部長）	作田　　守
理事（非常勤）	谷林　　謙
理事（非常勤）	畑　　英樹　（※）
監事	西野　幸次
監事（非常勤、員外）	永原　憲章
監事（非常勤）	濵口　雄裕

注）当組合は、職員出身者以外の理事1名（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人の氏名または名称

2020年6月30日現在
なぎさ監査法人

職員数

（単位：人）

区　分	2019年3月末	2020年3月末
男　子	159	154
女　子	123	126
合　計	282	280

（注）臨時の雇用者は、除いています。

組合員数・出資金の推移

（単位：人、百万円）

区　分	2019年3月末		2020年3月末	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個　人	30,572	1,057	30,230	1,056
法　人	2,690	233	2,713	236
合　計	33,262	1,291	32,943	1,292

（注）出資1口の金額は、500円となっています。

組織図

2020年6月30日現在
〈本部〉

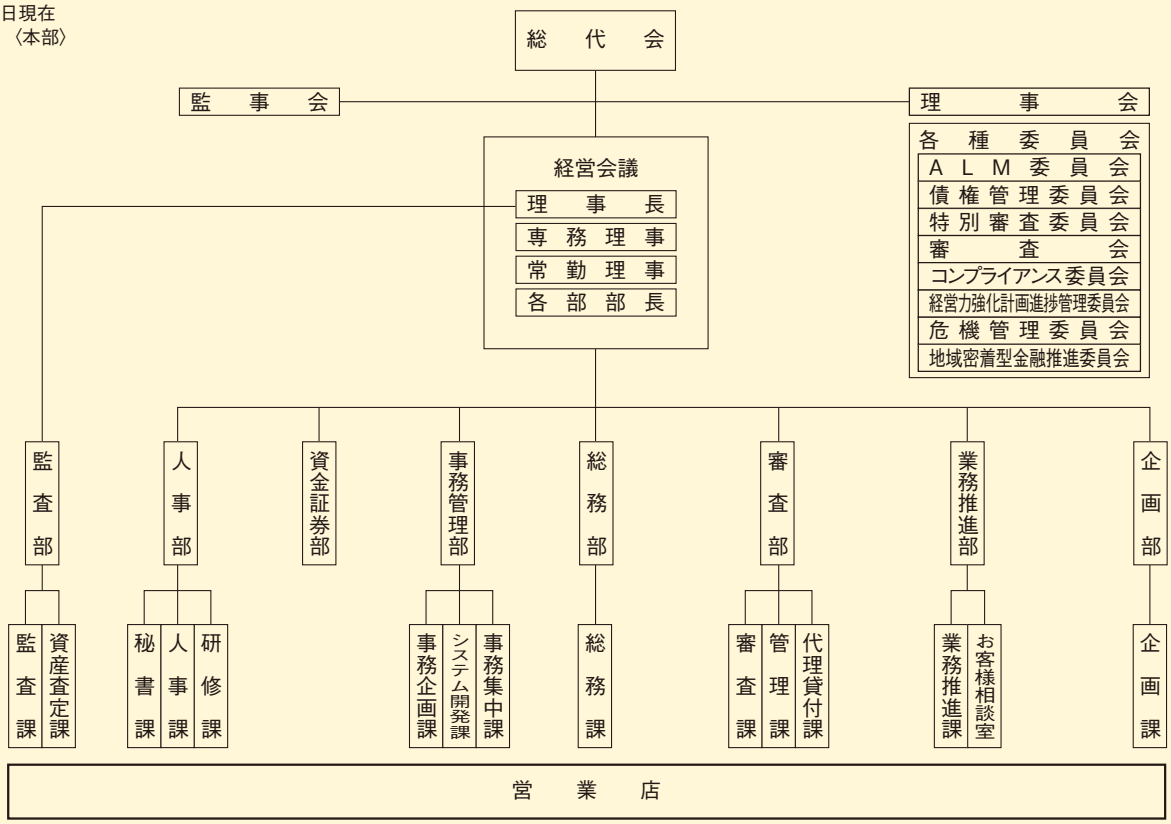

総代会

1.総代会制度について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。

また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は組合員数が3万2千名（2020年3月末現在）と多く、総会の開催が困難であるため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、組合員の中から選出された総代によって構成される当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

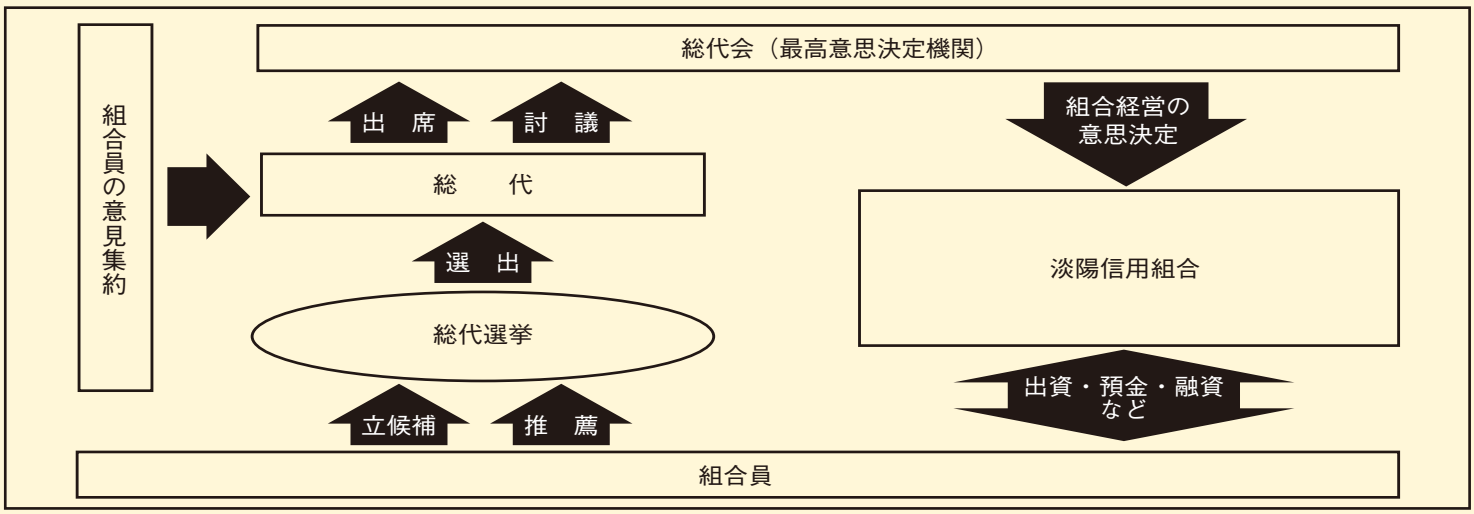

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査やお客様相談室の設置など、日常の営業活動を通じて総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

2.総代の選出方法、任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

（1）総代の選出方法

総代は組合員の中から、総代選挙規約に則り選出されます。

（2）総代の任期・定数

総代の任期は3年、定数は100人以上150人以内に定められています。

3. 総代氏名（2020 年 6 月 24 日現在　総代数 119 名　敬称略・50 音順）

選挙区	総代定数	総代数	氏名
本店営業部の所轄地域	14	14	岩鼻　司郎⑥、大内　晋①、奥　泰宏⑥、片山　伯夫②、木田　京志◆、谷　政智①、飛松　宏明◆、西岡　強◆、野村　英世②、秦　慎二郎①、番所　利行◆、元地　寛和◆、藪田　好一⑥、山形　和大⑤
由良支店の所轄地域	3	3	長瀬　捷明⑥、新島　芳実①、渡辺　宰③
下加茂支店の所轄地域	4	4	佐和　光城◆、髙田　知昭②、辰岡　久三◆、仲野　省二②
志筑支店の所轄地域	10	9	石井　康文②、尾﨑　任一◆、柏木　敏孝①、金岡　秀和①、寺西　一夫⑤、長尾　泰宏①、増田　信紀②、松田　恭直⑥、宮本　徹郎◆
仮屋支店の所轄地域	5	5	折田　慶治①、来田　國之◆、仲野　廣巳③、仲野　嘉宏⑤、森　義政⑦
岩屋支店の所轄地域	7	7	新井　英隆①、戸田　種彦◆、友川　健夫⑤、中来田　進③、藤　博文③、藤　眞行⑧、山口　昌志①
北淡支店の所轄地域	9	9	小山　政則①、近藤　忠継②、志田　修二◆、下土井　光③、徳田　正昭⑤、凪　益秀②、濱田　憲児③、藤岡　和洋⑤、山口　浩一③
郡家支店の所轄地域	6	6	池上　幸三◆、柏木　秀樹②、佐藤　實◆、潮﨑　義隆◆、山口　卓治③、吉井　康人◆
都志支店の所轄地域	6	6	今井　拓也④、大谷　忠弘③、岡本　行布⑥、大傍　明好④、髙倍　正嗣④、中田　洋光⑤
湊支店の所轄地域	7	7	居内　正博⑤、大石　喜一②、坂田　勝幸◆、嶋本　宏信④、出嶋　道夫⑤、増田　弘②、山形　隆信⑦
福良支店の所轄地域	7	7	浦瀬　昌人◆、片岡　永幸③、久留米正紀③、竹原　正記⑤、鳥取　太一⑤、原口　健治②、森本　宏①
市支店の所轄地域	8	8	井上　裕文④、竹田　宏樹④、田中　一良③、登日　斉⑦、富本　東平④、中田　豊臣⑨、廣本　學⑥、宮本　忠博③
阿万支店の所轄地域	4	4	興津　逵夫⑥、川端　章弘②、木下　敬之◆、黒田　昌宏③
広田支店の所轄地域	4	4	井本　好則④、小西　正剛②、真野　忠己◆、山岡　秀紀①
神戸支店の所轄地域	3	3	田森　豊⑨、三上　浩史②、森川　和章⑨
加古川支店の所轄地域	2	2	小田　滿博③、杉原　康弘②
灘支店の所轄地域	2	2	高田　和豊③、宮口　吉友①
山崎支店の所轄地域	6	6	上林　博實⑨、尾崎　博之⑥、織金　正博⑥、塚﨑　篤人⑨、徳田　義彦④、秦　賢作④
佐用支店の所轄地域	3	3	尾﨑　裕章⑦、藤岡　照一③、盛本　和喜⑤
一宮支店の所轄地域	4	4	川本　洋司②、松本　貞人④、丸居　靖彌④、森下　良雄⑨
姫路支店の所轄地域	2	2	細野　公利⑤、増田　嘉孝⑨
赤穂支店の所轄地域	4	4	岩佐　明②、高井　勤⑨、藤田　隆夫⑨、山本　忠義⑥

（注 1）氏名の後に就任回数を記載しています。
（注 2）就任回数が 10 回以上の場合は◆で示しています。

4. 総代の属性別構成比　（2020 年 6 月 24 日現在）

属性	構成比
職業	個人8.4%、個人事業主17.6%、法人役員74.0%
年代	30代0.8%、40代5.0%、50代17.7%、60代29.4%、70代35.3%、80代以上11.8%
業種	製造業11.9%、漁業0.9%、鉱業・採石業・砂利採取業0.9%、建設業19.3%、電気・ガス・熱供給・水道業6.4% 運輸業・郵便業5.5%、卸売業・小売業30.3%、不動産業7.3%、学術研究・専門・技術サービス業2.8% 飲食業0.9%、生活関連サービス業・娯楽業3.7%、医療・福祉0.9%、その他のサービス業6.4%、その他の産業2.8%

※業種の構成比については、個人事業主、法人役員に限ります。

5. 総代会の議案
2020 年 6 月 24 日（水）午前 10 時 30 分から洲本市市民交流センターピバホールにおいて第 68 期通常総代会を開催し、下記の事項について原案通り承認可決されました。

（1）報告事項
平成 31 年度（第 68 期）事業報告、貸借対照表、損益計算書報告の件

（2）決議事項
第 1 号議案　平成 31 年度（第 68 期）剰余金処分（案）承認の件
第 2 号議案　令和 2 年度（第 69 期）事業計画（案）承認の件
第 3 号議案　組合員法定脱退の件
第 4 号議案　理事及び監事全員任期満了に伴う役員改選の件

総代会

店舗等のご案内

2020年6月30日現在

当組合の店舗数は、淡路地域に14店舗、神戸市に2店舗、播磨地域に6店舗の合計22店舗となっています。

ＡＴＭ機は、各店舗と店舗外5ヶ所に設置しており、姫路支店を除き365日年中無休で稼動しています。なお、すべてのＡＴＭ機が視覚障がい者対応となっています。

店舗のご案内							
地域	店舗名	郵便番号	所在地	地域	店舗名	郵便番号	所在地
		電話番号				電話番号	
淡路地域	① 本店営業部	656-0026	洲本市栄町1-3-17	淡路地域	⑫ 阿万支店	656-0544	南あわじ市阿万下町546-5
		0799-22-5551				0799-55-1617	
	② 由良支店	656-2541	洲本市由良3-9-15		⑬ 市支店	656-0478	南あわじ市市福永420-4
		0799-27-0301				0799-42-2300	
	③ 下加茂支店	656-0013	洲本市下加茂1-4-11		⑭ 広田支店	656-0122	南あわじ市広田広田373-5
		0799-23-1755				0799-45-0556	
	④ 都志支店	656-1301	洲本市五色町都志276-9	神戸市	⑮ 神戸支店	651-0097	神戸市中央区布引町3-2-1
		0799-33-0470				078-241-3535	
	⑤ 志筑支店	656-2131	淡路市志筑3120-1		⑯ 灘支店	657-0035	神戸市灘区友田町2-7-17
		0799-62-0307				078-841-1941	
	⑥ 仮屋支店	656-2311	淡路市久留麻1786-3	播磨地域	⑰ 加古川支店	675-0101	加古川市平岡町新在家2-269-5
		0799-74-2381				079-424-2111	
	⑦ 岩屋支店	656-2401	淡路市岩屋988-3		⑱ 姫路支店	670-0965	姫路市東延末2-20
		0799-72-3322				079-288-3434	
	⑧ 北淡支店	656-1606	淡路市室津2429-7		⑲ 赤穂支店	678-0239	赤穂市加里屋駅前町30-14
		0799-84-1313				0791-45-0034	
	⑨ 郡家支店	656-1511	淡路市郡家84-1		⑳ 山崎支店	671-2576	宍粟市山崎町鹿沢57-5
		0799-85-0151				0790-62-0556	
	⑩ 湊支店	656-0332	南あわじ市湊55-1		㉑ 一宮支店	671-4132	宍粟市一宮町東市場565-5
		0799-36-2630				0790-72-0350	
	⑪ 福良支店	656-0501	南あわじ市福良甲1327		㉒ 佐用支店	679-5301	佐用郡佐用町佐用2904-18
		0799-52-0270				0790-82-3535	

上記店舗に付属するＡＴＭ機の稼動時間		
店舗名	平日	土曜・日曜・祝日
姫路支店以外の店舗	8：00～21：00	
姫路支店	8：30～18：00	ご利用いただけません

店舗外ＡＴＭ機のご案内		
出張所名	設置場所	ＡＴＭ機の稼動時間　平日・土曜・日曜・祝日
イオン洲本店出張所	洲本市塩屋1-1-8	9：00～21：00
物部シティオ出張所	洲本市物部3-1	9：00～21：00
淡路ベイプラザ　アル・クリオ出張所	淡路市志筑新島10-3	10：00～20：00
富島出張所	淡路市富島1877	8：00～21：00
三原ショッピングプラザ　パルティ出張所	南あわじ市市円行寺150	10：00～20：00

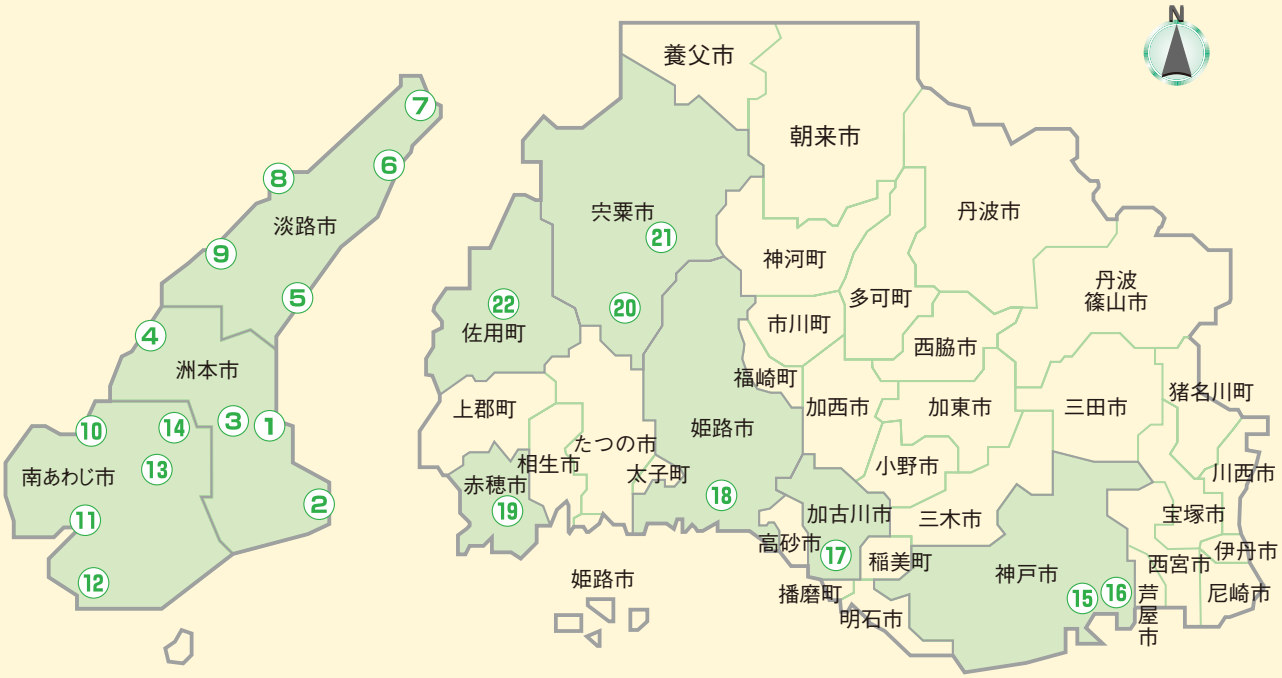

主な事業の内容

2020 年 6 月 30 日現在

A. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金、財形預金等を取扱っています。

B. 貸出業務

（イ）貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っています。
（ロ）手形の割引
商業手形の割引を取扱っています。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っていません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。

E. 内国為替業務

送金為替、代金取立等を取扱っています。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として外国送金を取扱っています。なお、仕向送金は取扱いしていません（被仕向送金のみ取扱いしています）。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っていません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っていません。

I. 附帯業務

（イ）債務の保証業務
（ロ）国債の引受け及び引受国債の募集の取扱業務
（ハ）代理業務
(a) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人農林漁業信用基金
独立行政法人福祉医療機構
一般社団法人全国石油協会
西日本建設業保証株式会社
(b) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介
全国信用協同組合連合会
株式会社商工組合中央金庫
(c) 日本銀行の歳入復代理店業務
（ニ）地方公共団体の公金取扱業務
（ホ）株式払込金の受入代理業務
（ヘ）両替業務
（ト）保険商品の窓口販売業務
（チ）電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
（リ）確定拠出年金法により行う業務

預金商品のご案内

2020 年 6 月 30 日現在

種類	お預入期間	お預入金額	特色
当座預金	自由	1円以上	商取引代金のお支払いに便利で安全な小切手、手形のための決済用預金です。
総合口座			定期預金がセットでき、受け取る、支払う、貯める、借りるが一冊の通帳でできます。
普通預金			ご自由に出し入れができ、家計簿がわりに使える預金です。
無利息型普通預金			ご利用は普通預金と同様ですが、お利息はつきません。預金保険制度の決済用預金として、全額保護の対象です。
貯蓄預金			お預け入れ残高（ご設定いただいた基準残高）に応じて金利が異なります。普通預金に比べて高利回りとなっており、資金を有利に運用できます。
通知預金	7日以上	1万円以上	まとまった資金の短期運用に便利です。お引き出しは、2日前までにご連絡ください。
納税準備預金	入金は自由 引き出しは納税時	1円以上	納税のための預金です。お利息は、原則非課税です。
スーパー定期預金	1ヶ月～5年	100円以上 1,000万円未満	今すぐ必要にならない余裕資金、ボーナスなどのまとまったお金を有利に増やす預金です。期間は定型方式と期日指定方式があります。
大口定期預金		1,000万円以上	大口の資金運用に適しています。金利は市場の動向により相対で決められます。期間は定型方式と期日指定方式があります。
変動金利定期預金	1年～3年	100円以上	預入日から6ヶ月ごとに、その時点の利率に基づき計算されます。期間3年ものは、半年複利（個人のみ）と単利扱いがあり、1年以上3年未満は、半年単利計算です。
期日指定定期預金	3年以内 （1年据置）	100円以上 300万円未満	1年複利でお得な預金です。1年間の据置期間後は、1ヶ月以上前に期日を指定することにより、自由にお引き出しいただけます。
財形預金（一般財形預金）	3年以上	100円以上	勤務先の財形制度を通じて、毎月の給料やボーナスから指定の金額を天引きします。貯蓄目的は自由です。
財形預金（財形年金預金）	5年以上		毎月の給料から天引きして将来の年金資金を貯める預金で、財形年金預金・財形住宅預金の合計額元本550万円までの利息は、非課税の適用が受けられます。
財形預金（財形住宅預金）			毎月の給料から天引きして将来の住宅取得を目的として貯める預金で、財形年金預金・財形住宅預金の合計額元本550万円までの利息は、非課税の適用が受けられます。
定期積金（スーパー積金）	1年、2年、3年、4年、5年	1,000円以上	毎月一定金額を一定の日に一定期間積み立てていただき、目標にあわせて、まとまった資金づくりができます。掛込みは自動振替もご利用いただけます。
消費税納付準備積立定期預金	1年～3年	1万円以上	消費税を計画的に納付するため、毎月一定額の納税資金を積み立てていきます。

融資商品のご案内

2020年6月30日現在

〈事業者向けご融資〉

種　　類	資金のお使いみち等	ご融資金額	ご融資期間
一般のご融資	手形割引・・・一般商業手形の割引 手形貸付・・・仕入資金などの短期運転資金 証書貸付・・・設備資金などの長期資金 当座貸越・・・貸越極度額までの当座決済資金	詳しくは、最寄の営業店へお問い合わせください。	
成長基盤強化支援貸出	当組合が指定する成長分野事業において必要な運転資金および設備資金にご利用いただけます。		
各種制度融資	兵庫県および各市町による中小企業向けの各種制度融資がご利用いただけます。		
創業・第二創業サポートローン	日本政策金融公庫との協調融資です。創業・第二創業に係る運転・設備資金にご利用いただけます。	100万円以上500万円以内 ※但し、日本政策金融公庫の融資額以内	運転資金：5年以内 設備資金：10年以内
事業者カードローン	運転・設備資金等にご利用いただけます。	100万円以上2,000万円以内	1年または2年
しんくみビジネスローン	運転・設備資金等にご利用いただけます。	50万円以上1,000万円以内 ※個人事業者の方は500万円以内 ※白色申告の方は200万円以内	5年以内
事業サポートローン（証書貸付形式）	運転・設備資金等にご利用いただけます。	10万円以上500万円以内	10年以内
事業サポートローン（当座貸越形式）		【極度額】 10万円以上500万円以内（10万円単位）	法人：原則3年 個人事業者：原則1年毎の自動更新

〈個人向けご融資〉

種　　類	資金のお使いみち等	ご融資金額	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築・増改築、住宅用地の購入、建売住宅・中古住宅の購入などにご利用いただけます。	50万円以上1億円以内	原則35年以内
スーパーリフォームローン	居宅の増改築・修繕、電化対応、エコ給湯対応等のリフォーム関連費用、住宅購入に伴う諸費用等にご利用いただけます。	10万円以上500万円以内	6ヶ月以上10年以内
無担保住宅借換ローン	公的住宅ローンおよび民間金融機関の住宅ローンの借換資金にご利用いただけます。	50万円以上2,000万円以内 ※但し借換対象住宅ローンの残存一括償還金額以内 ※自営業者の方は1,000万円以内	6ヶ月以上20年以内 ※但し借換対象住宅ローンの残存償還期間に3年を加算した期間以内
スーパー奨学ローン	小・中・高校、予備校、専門学校、短大、大学、大学院の受験時、入学時、在学中に係る費用にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内	6ヶ月以上15年以内
教育ローン極度型「チャンス」	専門学校、短大、大学、大学院の受験時、入学時、在学中に係る費用にご利用いただけます。	【極度額】 100万円以上500万円以内（50万円単位）	入学予定月の9ヶ月前から卒業後8年4ヶ月以内
教育カードローン「チャンスⅡ」	専門学校、短大、大学、大学院の受験時、入学時、在学中に係る費用にご利用いただけます。専用のローンカードを発行しますので、ATMでお引き出しいただけます。	【極度額】 100万円以上500万円以内（50万円単位）	入学予定月の9ヶ月前から卒業後8年4ヶ月以内
マイカーローン	車両の購入・修理、車検費用、運転免許取得に係る費用等にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内	6ヶ月以上10年以内
目的ローン	旅行、結婚、家具・家電製品購入等のお使いみちが明確なものにご利用いただけます（事業性資金、旧債返済資金は除きます）。	10万円以上500万円以内	6ヶ月以上10年以内
いきいきローン	お使いみちはご自由です（事業性資金は除きます）。	10万円以上300万円以内	7年以内
フリーローンミドル	お使いみちはご自由です（事業性資金は除きます）。	10万円以上200万円以内	7年以内
小口フリーローン	お使いみちはご自由です（事業性資金は除きます）。	10万円以上200万円以内	7年以内
フリーローン「チョイス」	お使いみちはご自由です（事業性資金は除きます）。	10万円以上500万円以内	10年以内
シルバーライフローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます（事業性資金、投機的資金および遊興費は除きます）。	10万円以上100万円以内 ※但し、前年度年収の50%以内	5年以内
フリーローン「スピード」	お使いみちはご自由です。審査結果をスピーディーに回答します。	10万円以上500万円以内	6ヶ月以上10 年以内
ふれあいカードローン	お使いみちはご自由です（事業性資金、旧債返済資金は除きます）。	【極度額】 10万円、20万円、30万円、40万円 50万円、60万円、70万円、80万円 90万円、100万円、150万円、200万円	3年毎の自動更新
安心ライフローン	お使いみちはご自由です。借換えにもご利用いただけます。	10万円以上500万円以内	10年以内
フリーローン「アシスト500」	お使いみちはご自由です（事業性資金は除きます）。	10万円以上500万円以内	6ヶ月以上10年以内

各種サービス業務のご案内

2020年6月30日現在

種類	サービスの内容
自動受取サービス	国民年金、厚生年金、共済年金などの各種年金、給料やボーナス、株式配当金などを、ご指定の預金口座で自動的にお受取りいただけるサービスです。
自動支払サービス	電気、ガス、水道、電話、NHKなどの各種公共料金や税金、保険料、クレジット利用代金などを、ご指定の預金口座から自動的に決済するサービスです。
内国為替	全国の金融機関への振込や手形・小切手の取立てにご利用いただけます。
外国為替	全国信用協同組合連合会の取次業務として、海外からの送金のお受取に当組合で開設されている口座をご利用いただけます。なお、当組合から海外へ向けた送金（仕向送金）は取扱いしていません。
株式の払込	会社の設立や増資をされる場合の株式払込金の取扱いをしています。
クレジットカード	しんくみピーターパンカードをはじめ、JCB、VISAなど各種クレジットカードの取扱いをしています。
国債の窓口販売	中期および長期の利付国債、個人向け国債の販売をしています。
保険商品の窓口販売	損害保険代理店として、住宅ローン関連の長期火災保険の販売をしています。また、生命保険代理店として医療保険の販売をしています。
iDeCo（イデコ）の取扱い	個人型確定拠出年金（iDeCo）の取扱いをしています。
国庫金の取扱い	日本銀行の歳入復代理店として、国庫金の取扱いをしています。
キャッシュサービス	当組合のキャッシュカードでMICS提携金融機関（ATMコーナー等に「MICS」表示のある金融機関）やセブン銀行、ゆうちょ銀行、ビューアルッテのATMを利用して預金の引き出しと残高照会をすることができます。また、相互入金業務加盟金融機関（ATMコーナー等に「入金ネット」表示のある金融機関）やセブン銀行、ゆうちょ銀行のATMでは、お預け入れいただくことも可能です。（注：当座預金カードほか一部のカードではご利用いただけません。）
相互入金サービス	当組合のキャッシュカードで全国の相互入金業務加盟金融機関（信用組合・第二地銀・信用金庫・労働金庫のうちATMコーナー等に「入金ネット」表示のある金融機関）のATMを利用してお預け入れいただくことができるサービスです。また、相互入金業務加盟金融機関のキャッシュカードで当組合のATMを利用してお預け入れいただくことも可能です。（注：当座預金カードほか一部のカードではご利用いただけません。）
他行カード振込サービス	当組合のキャッシュカードで他行カード振込業務提携金融機関（信用組合、都市銀行、地方銀行、第二地銀、信用金庫、労働金庫）のATMを利用して振込ができるサービスです。また、他行カード振込業務提携金融機関のキャッシュカードで当組合のATMを利用して振込することも可能です。（注：当座預金カードほか一部のカードではご利用いただけません。）
しんくみお得ネットサービス	「しんくみお得ネット」表示のある提携信用組合間で、平日の8時45分から18時、土曜日の9時から14時の間、ATMによるお引き出しが手数料無料でご利用いただけるサービスです。（注：当座預金カードほか一部のカードではご利用いただけません。）
デビットカードサービス	デビットカードサービス加盟店（「J−Debit」表示のある店舗）でお買物やお食事などの代金をキャッシュカードによりお支払いいただけるほか、キャッシュアウトや公金の納付ができるサービスです。（注：ローンカードほか一部のカードではご利用いただけません。）
口座振替受付サービス	当組合と提携している保険会社等の収納機関窓口で、キャッシュカードを提示していただくことにより口座振替契約の申込みができるサービスです。（注：法人カードほか一部のカードではご利用いただけません。）
Pay-easy：ペイジー料金払込サービス	請求書や納付書にpay-easy（ペイジー）マークのある公共料金、携帯電話料金、自動車税、国民年金保険料やインターネットショッピングの購入代金などをインターネットバンキングを利用してお支払いいただけるサービスです。ご利用にはインターネット／モバイルバンキングサービスまたはビジネスWebバンキングサービスのご契約が必要となります。
ダイレクト方式電子納税サービス（国税）	e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用することにより、税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて国税を納付いただけるサービスです。頻繁に収める必要のある源泉所得税などの納付に利用されると便利です。※事前にe-Taxの利用開始の手続きや税金を引き落とす口座の届出が必要となります。
ダイレクト方式電子納税サービス（地方税）	eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用することにより、地方公共団体や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて地方税（一部を除く）を納付いただけるサービスです。毎月収める必要のある個人住民税（特別徴収分）などの納付に利用されると便利です。※事前にeLTAXの利用開始の手続きや税金を引き落とす口座の届出が必要となります。
インターネット／モバイルバンキングサービス	パソコンや携帯電話を利用して、ご契約口座の残高照会、入出金明細照会、振込（振替）や税金・各種料金等の払込み（ペイジー）がご利用いただけるサービスです。
ビジネスWebバンキングサービス	パソコンを利用して、ご契約口座の残高照会、入出金明細照会、振込（振替）や税金・各種料金等の払込み（ペイジー）のほか、総合振込（予約扱いのみ）、給与・賞与振込（予約扱いのみ）、でんさいネットサービスなどがご利用いただける法人・個人事業者向けのサービスです。
APIサービス	お客様の同意を得たうえで当組合が提携している外部企業と連携し、インターネット／モバイルバンキングサービスやビジネスWebバンキングサービスの機能の一部やお取引情報を当該外部企業に提供するサービスです。お客様のパスワード等を開示することなく、外部企業が提供する家計簿アプリや会計ソフトサービス等を安全にご利用いただけます。
でんさいネットサービス	手形・振込に代わる新しい資金決済サービスです。手形の印紙税や搬送コストが削減できるほか、ペーパーレスですので紛失や盗難の心配がなく、安心・安全にご利用いただけます。
公共工事前払金預託の取扱い	公共工事の発注者（国、地方自治体等）が、西日本建設業保証㈱の保証を条件として、着工時等に工事代金の一部を請負者に前払いする前払金預託制度の取扱いをしています。

主な手数料一覧表（為替関係 /ATM/ 両替）

2020 年 6 月 30 日現在　　（下記手数料には、消費税 10%が含まれています。）

□為替関係手数料

（1件・1通につき）

種類				金額	当組合同一支店宛	当組合本支店宛	他行宛
振込	窓口利用	電信扱（総合振込・ＦＤ等含む）		5 万円未満	220 円	220 円	660 円
				5 万円以上	440 円	440 円	880 円
		文書扱		5 万円未満	無料	無料	550 円
				5 万円以上			770 円
		給与・賞与振込（ＦＤ等含む）		一律	無料	110 円	220 円
	ＡＴＭ利用	電信扱	現金	5 万円未満	110 円	110 円	440 円
				5 万円以上	220 円	330 円	660 円
			カード	5 万円未満	無料	110 円	440 円
				5 万円以上		220 円	660 円
	インターネットバンキング モバイルバンキング	振込・振替（資金移動）		5 万円未満	無料	無料	440 円
				5 万円以上			660 円
	ビジネス Web バンキング	振込・振替（資金移動）		5 万円未満	無料	無料	440 円
				5 万円以上			660 円
		総合振込（データ伝送）		5 万円未満	無料	無料	440 円
				5 万円以上			660 円
		給与・賞与振込（データ伝送）		一律	無料	無料	110 円
	自動送金（口座振替）			5 万円未満	110 円	110 円	550 円
				5 万円以上	330 円	330 円	770 円
代金取立	普通扱				無料	無料	660 円
	至急扱						880 円
組戻	振込				330 円	330 円	660 円
	取立手形				440 円	440 円	880 円
不渡返却	取立手形				440 円	440 円	880 円
店頭呈示	取立手形				—	—	880 円
他行向税金取扱手数料（当組合本支店所在地及び西宮市以外の地公体へ納める税金）					—	—	550 円

（注）1．取立手形の組戻、不渡返却、店頭呈示費用は、所定の手数料を超える場合はその実費をいただきます。
2．自動送金（口座振替）は、振込手数料のほか別途1件につき1回あたり110円の取扱手数料が必要となります。
3．ＡＴＭを利用したカードによる振込につきましては、平日は18時以降、土曜・日曜・祝日は終日、振込手数料のほか1件につき110円が必要となります。
なお、この利用日・時間帯は現金による振込の受付はできません。

□現金自動機（ATM）ご利用手数料

（1回につき）

利用日	利用時間帯	手数料 当組合カード 入金・出金とも	提携信組カード 入金	提携信組カード 出金	他行カード(ゆうちょ除く) 入金・出金とも	ゆうちょ銀行カード 入金・出金とも
平日	8：00～ 8：45	無料	220 円		220 円	220 円
	8：45～18：00		110 円	無料	110 円	110 円
	18：00～21：00		220 円		220 円	220 円
土曜日	8：00～ 9：00		220 円		220 円	220 円
	9：00～14：00		110 円	無料	110 円	110 円
	14：00～21：00		220 円		220 円	220 円
日曜日・祝日・年始	8：00～21：00		220 円		220 円	220 円
年末	8：00～21：00		110 円		110 円	※

（注）月曜日～土曜日が祝日となる場合は、祝日の手数料となります。上記の「年始」とは1月1日～3日までです。
※年末のゆうちょ銀行カードによる取扱いは、その日の曜日・時間帯に応じた手数料となります。

□セブン銀行とのATM提携

当組合のキャッシュカードが全国のセブン-イレブン、イトーヨーカドーにあるセブン銀行ATMでほぼ24時間365日ご利用いただけます。

（1回につき）

利用日	利用時間帯	手数料 入金・出金とも
平日	8：45～18：00	無料
土曜日	9：00～14：00	
日曜日・祝日・大晦日・正月三が日及び上記以外の時間帯		110円

（注）1．通帳によるお取引はできません。
2．残高照会はいつでも無料です。
3．法人カード、当座預金カードはご利用いただけません。

□両替手数料

（1回につき）

お取扱枚数	手数料
1枚～50枚	無料
51枚～1,000枚	330円
1,001枚以上	1,000枚毎に330円
大袋（無包袋）1袋	550円
両替のお届け	上記の手数料にプラス330円

（注）1．お取扱枚数につきましては、両替前または両替後のいずれか多い方を基準に手数料を計算させていただきます。
2．1,000枚毎とは1,000枚未満を含みます。
3．破損・汚損した現金の交換は無料とさせていただきます。
4．実質的に両替とみなされる入出金は有料とさせていただきます。

主な手数料一覧表（融資関係 / 預金関係 / 顧客情報開示 / その他）

2020年6月30日現在

（下記手数料には、消費税10%が含まれています。）

□融資関係手数料

○不動産担保事務取扱手数料

（1設定契約毎1回につき）

登記内容		手数料
1	新規設定	33,000円
2	譲受	
3	差替	
4	追加設定	11,000円
5	極度額増額	
6	極度額減額	
7	譲渡	
8	順位変更	
9	その他変更	
10	抹消（全部・一部）	

（注）1. 当初の担保申請時に建物（建築中あるいは1年以内に建築予定）を追加設定予定である旨の申し出がある場合は、追加設定手数料はいただきません。
2. 4～10の項目で同時に2項目以上に該当する場合は1項目とします。

○住宅ローンの繰上返済手数料

返済内容			手数料
一部繰上返済			都度3,300円
変動金利期間中の全額繰上返済	残存期間	1年未満	無料
		1年以上3年未満	3,300円
		3年以上5年未満	7,700円
		5年以上10年未満	11,000円
		10年以上	22,000円
固定金利期間中の全額繰上返済	返済額	100万円未満	無料
		100万円以上500万円未満	11,000円
		500万円以上1,000万円未満	22,000円
		1,000万円以上5,000万円未満	33,000円
		5,000万円以上	44,000円

（注）住宅ローンには賃貸住宅ローンを含みます。

○証書貸付の繰上返済手数料

返済内容			手数料
一部繰上返済			都度5,500円
全額繰上返済	返済額	500万円以下	無料
		500万円超1,000万円以下	11,000円
		1,000万円超5,000万円以下	33,000円
		5,000万円超	55,000円

（注）1. 住宅ローンについては、上記の「住宅ローンの繰上返済手数料」欄に記載の手数料となります。
2. 証書貸付商品の種類等により手数料をいただかない場合もあります。

○証書貸付の条件変更にかかる手数料

（1契約毎1回につき）

条件変更項目		手数料
1	貸出利率	無料
2	保証人（追加・解除）	
3	返済用口座	5,500円
4	約定返済日	
5	返済期日（延長・短縮）	
6	返済方法（期日一括 ⇔ 分割）	
7	約定返済額（増額・減額）	

（注）1. 3～7の項目で同時に2項目以上に該当する場合は1項目とします。
2. 上記の住宅ローンの一部繰上返済又は証書貸付の一部繰上返済に伴う返済期日の短縮については、条件変更にかかる手数料はいただきません。但し、約定返済額等が変更となる場合を除きます。

○債務保証の保証書発行手数料

（1件・1枚につき）

保証金額	手数料
100万円未満	3,300円
100万円以上500万円未満	5,500円
500万円以上1,000万円未満	11,000円
1,000万円以上	16,500円

○その他の融資関係手数料

（1件・1枚につき）

項目	手数料
融資残高証明書発行	550円
融資証明書発行	11,000円
支払利息証明書発行	550円
確定日付取得に関する手数料	1,100円
フラット35取扱	55,000円

□預金関係手数料

○当座勘定関係手数料

項目	手数料
約束手形帳発行（1冊50枚）	550円
為替手形帳発行（1冊20枚）	220円
小切手帳発行（1冊50枚）	440円
マル専口座開設	3,300円
マル専口座専用手形用紙（1枚）	550円

○発行・再発行手数料

（1枚・1冊につき）

項目		手数料
発行	預金残高証明書	550円
	各種証明書（融資証明書を除く）	
	自己宛小切手	
	当座預金通帳	
	当座預金カード	
再発行	預金通帳・証書	1,100円
	キャッシュカード	
	ローンカード	
	出資証券	550円

□顧客情報開示手数料

項目	手数料
氏名・住所・生年月日・電話番号・口座番号・取引口座	一括して1,100円
預金残高、借入残高、取引明細（口座毎）	各1,100円
その他（上記以外）	1項目毎1,100円

（注）郵送による交付の場合は、上記手数料に440円を加算させていただきます。

□その他の手数料

項目	手数料
自動送金（口座振替）サービス 1件につき1回あたり	110円
ANSERサービス　TEL（月額）	550円
ANSERサービス　FAX（月額）	1,100円
インターネットバンキングサービス（月額基本料）	無料
モバイルバンキングサービス（月額基本料）	
ビジネスWebバンキングサービス（月額基本料）	1,100円
国債口座管理手数料	無料

事業の概況

2020年3月期の業績概況

■預金・積金

少子高齢化や人口減少などの地域特性がありながらも、多様化する顧客ニーズを把握し、渉外担当者による訪問活動などを通じたきめ細かなサービスの充実に努めました。また、地域貢献の一環として実施した特別定期預金の取り扱いなどにより、期末残高は239,661百万円となりました。

■損益状況

厳しい市場環境の下、収益力強化のため資金の効率的運用やコストの削減等に努力いたしました結果、資産の健全化を図るための適正な貸倒引当金の引当を実施したうえでの経常利益は414百万円、当期純利益は279百万円となりました。

■貸　出　金

人口減少等を要因とする地域経済の停滞により資金需要が低迷する中、中小企業の事業性評価等に積極的に取り組みながら、創業・新事業開拓支援や成長分野への支援強化、そして取引先企業の経営改善・事業再生・業種転換等への支援に尽力いたしました結果、期末残高は99,437百万円となりました。

■組合員・出資金

期末組合員数は32,943人となり、出資金は1,292百万円となりました。

財務諸表

貸借対照表

（単位：千円）

科目	金額	
（資産の部）	2018年度	2019年度
現金	2,354,691	2,096,151
預け金	68,178,559	71,378,294
有価証券	91,516,994	91,599,194
国債	8,309,910	8,461,010
地方債	8,450,562	8,317,683
社債	42,395,046	42,348,449
株式	351,319	364,637
その他の証券	32,010,155	32,107,415
貸出金	100,197,066	99,437,011
割引手形	566,737	508,236
手形貸付	8,514,888	7,192,269
証書貸付	88,431,259	89,135,793
当座貸越	2,684,181	2,600,711
その他資産	1,688,733	1,588,215
未決済為替貸	21,991	10,832
全信組連出資金	1,111,000	1,111,000
前払費用	500	—
未収収益	263,137	245,968
その他の資産	292,104	220,413
有形固定資産	1,557,039	1,677,610
建物	79,243	69,795
土地	1,353,610	1,465,528
リース資産	54,789	67,523
その他の有形固定資産	69,395	74,762
無形固定資産	40,325	36,575
ソフトウェア	27,336	23,586
その他の無形固定資産	12,988	12,988
債務保証見返	542,027	687,589
貸倒引当金	△1,059,795	△1,147,387
（うち個別貸倒引当金）	(△942,975)	(△1,017,473)
資産の部合計	265,015,640	267,353,255

科目	金額	
（負債の部）	2018年度	2019年度
預金積金	238,853,167	239,661,508
当座預金	4,623,665	5,216,561
普通預金	50,568,804	52,313,036
貯蓄預金	34,242	29,267
通知預金	323,225	409,188
定期預金	175,436,922	173,846,117
定期積金	7,139,520	6,897,110
その他の預金	726,786	950,226
借用金	8,052,000	10,789,000
借入金	8,052,000	10,789,000
その他負債	601,644	691,700
未決済為替借	53,305	29,504
未払費用	232,481	248,937
給付補塡備金	3,154	2,350
未払法人税等	9,310	25,612
前受収益	49,386	56,239
払戻未済金	1,828	2,028
職員預り金	180,850	175,932
リース債務	54,789	67,523
その他の負債	16,537	83,571
賞与引当金	54,170	53,112
退職給付引当金	590,404	607,359
役員退職慰労引当金	49,714	62,864
その他の引当金	130,023	50,080
繰延税金負債	764,698	366,169
再評価に係る繰延税金負債	104,701	104,701
債務保証	542,027	687,589
負債の部合計	249,742,553	253,074,086
（純資産の部）	2018年度	2019年度
出資金	1,291,538	1,292,798
普通出資金	1,291,538	1,292,798
利益剰余金	11,306,457	11,535,021
利益準備金	1,291,651	1,291,651
その他利益剰余金	10,014,806	10,243,370
特別積立金	8,850,000	9,150,000
（うち経営安定化積立金）	(3,300,000)	(3,600,000)
当期未処分剰余金	1,164,806	1,093,370
組合員勘定合計	12,597,996	12,827,819
その他有価証券評価差額金	2,612,746	1,389,004
土地再評価差額金	62,344	62,344
評価・換算差額等合計	2,675,091	1,451,349
純資産の部合計	15,273,087	14,279,169
負債及び純資産の部合計	265,015,640	267,353,255

南あわじ市　塩屋町のお地蔵さん

貸借対照表注記

1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

2．有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

3．デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。

4．土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しています。

○再評価を行った年月日	平成14年3月31日
○当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	1,056百万円
○当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	1,223百万円
○同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条3号に定める固定資産税評価額に基づき算出
○同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	781百万円

5．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しています。また、主な耐用年数は次のとおりです。

○建　物	8年	～	50年
○その他	2年	～	20年

6．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。

7．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によります。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。

8．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てています。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び本部審査部が第１次・２次の査定を実施し、当該部署から独立した本部監査部が第3次査定を行っており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,917百万円です。

9．賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。

10．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。
なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しています。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

（1）制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）

年金資産の額	345,052百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	298,784百万円
差引額	46,268百万円

（2）制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自 平成 30 年 4 月 1 日　至 平成 31 年 3 月 31 日）
1.463%

（3）補足説明
年金財政計算上の過去勤務債務残高は22,092百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間13年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金29百万円を費用処理しています。

11．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

12．睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しています。

13．偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しています。

14．消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によります。

15．有形固定資産の減価償却累計額は2,296百万円です。

16．貸出金のうち、破綻先債権額は89百万円、延滞債権額は4,938百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

17．貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1百万円です。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

18．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は97百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

19．破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,125百万円です。なお、16．から19．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

20．手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、508百万円です。

21．担保に提供している資産は、次のとおりです。

担保提供している資産	預け金	10,100百万円
	有価証券	5,594百万円
担保資産に対応する債務	借用金	10,780百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために預け金5,057百万円を担保として提供しています。

22．出資1口当たりの純資産額は5,522円58銭です。

23．金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っています。
そのため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしています。
（2）金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されています。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されています。
（3）金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当組合は与信信用リスク管理規程等に基づき、貸出金について個別案件ごとの貸出審査、大口貸出先、業種別貸出状況等の他、問題債権への対応など信用リスク管理に関する体制を整備し、運営しています。
これら信用リスクの管理は、各営業店のほか審査部が行っていますが、特に大口貸出先・問題債権先については経営陣等で構成された特別審査委員会を6ヵ月毎に開催し、与信管理に努めています。また、経営会議、理事会にも定期的に報告のうえ審議等を行っています。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において信用情報や時価を定期的に把握することにより管理しています。
② 市場リスクの管理
（ⅰ）金利リスク、為替リスク、株価リスクの管理
当組合は、市場リスク管理規程に基づき変動リスクを管理しています。市場リスク管理規程の要領において、円金利、外貨金利、為替、株価による感応度や最大予想損失額VaRの算出等により管理しています。
また、算出したリスクを毎月経営会議に報告のうえ、対応等につき協議しています。
（ⅱ）価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用基準、年度運用方針に基づき行っています。
このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っています。また、これらの情報を経営会議に報告のうえ、対応等につき協議しています。
（ⅲ）市場リスクに係る定量的情報
当組合では「有価証券」のうち市場価格に基づく価額がある商品の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、算出したリスク量を毎月経営会議に報告のうえ、対応等につき協議しています。
当組合のVaRは分散・共分散法（保有期間240日、信頼区間99%、観測期間5年）にて算出しており、令和２年3月31日現在の市場リスク量は3,514百万円です。
なお、当組合ではバックテスティング（1日のVaRと1日の期間損益の比較）を実施し、モデルの正当性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、前提条件や算定方法等によって異なる値となります。また、その値は前提条件等に基づいて算定した統計的な値であり、最大損失額の予測を意図するものではありません。さらに、将来の市場の状況は過去とは大幅に異なることがあり、通常では考えられないほど市場が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合はALMを通して、適時に資金管理を行うほか、支払準備額残高管理、大口資金移動連絡等により流動性リスクを管理しています。
（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品のうち貸出金、預金積金、預け金については簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しています。

24. 金融商品の時価等に関する事項
令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めていません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

（単位：百万円）

金融資産	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	71,378	71,496	118
うち譲渡性預け金	2,000	2,000	－
(2) 有価証券	91,532	91,532	－
その他有価証券	91,532	91,532	－
(3) 貸出金 (*1)	99,437	103,185	3,748
貸倒引当金 (*2)	△1,147	△1,147	－
	98,289	102,037	3,748
金融資産計	261,200	265,066	3,866
金融負債	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金積金 (*1)	239,661	239,945	284
(2) 借用金 (*1)	10,789	10,789	－
金融負債計	250,450	250,734	284

（*1）預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれています。
（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（注1）金融商品の時価等の算定方法
金融資産
（1）預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしています。
（2）有価証券
株式は取引所の価格又は証券会社から提示された参考時価によります。債券は取引所の価格又は売買参考統計値、各証券会社から提示された参考時価によります。投資信託は、取引所の価格又は基準価格によります。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は25.に記載しています。
（3）貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しています。
① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権についてはその帳簿価額。
② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしています。
金融負債
（1）預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしています。
（2）借用金
借用金については、当該帳簿価額を時価としています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	66
組合出資金（*2）	1,112
合計	1,179

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としていません。
（*2）組合出資金（全信組連出資金等）のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としていません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 （単位：百万円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（*）	69,378	1,000	－	1,000
有価証券（*）	6,799	34,393	18,258	28,338
その他有価証券のうち満期があるもの	6,799	34,393	18,258	28,338
貸出金（*）	8,863	16,823	17,463	53,686
合計	85,040	52,216	35,721	83,025

（*）貸出金のうち、当座貸越は含めていません。また、預け金及び有価証券のうち、期間の定めがないものは含めていません。

（注4）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 （単位：百万円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	200,596	39,065	－	－
借用金	5,489	5,300	－	－
合計	206,085	44,365	－	－

（*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めています。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれています。以下27.まで同様です。
（1）売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
（2）満期保有目的有価証券に区分した有価証券はありません。
（3）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

（4）その他有価証券

（単位：百万円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	123	115	7
	債券	48,884	46,455	2,429
	国債	8,161	7,545	616
	地方債	8,317	7,617	700
	社債	32,405	31,292	1,113
	その他	13,640	13,089	551
	小計	62,648	59,659	2,989
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	174	198	△23
	債券	10,242	10,395	△153
	国債	299	300	△1
	地方債	－	－	－
	社債	9,942	10,094	△151
	その他	20,466	21,352	△885
	小計	30,883	31,946	△1,063
合計		93,532	91,606	1,925

（注）1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価を計上しています。
（注）2. 債券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比し下落している場合で、今後更なる信用リスクの増大が予想される場合には、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理しています。なお、当事業年度における減損処理額は29百万円です。

26. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりです。 （単位：百万円）

売却額	売却益	売却損
819	23	0

27. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりです。

（単位：百万円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	3,397	18,363	10,926	25,640
国債	－	2,567	－	5,893
地方債	－	－	1,739	6,577
社債	3,397	15,795	9,186	13,168
投資信託	－	924	2,341	442
その他	5,401	15,105	4,991	2,255
合計	8,799	34,393	18,258	28,338

28. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,466百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,208百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：百万円）

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	600
退職給付引当金損金算入限度額超過額	169
減価償却損金算入限度額超過額	64
有価証券償却	5
減損損失（土地）	29
その他	72
繰延税金資産小計	941
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△770
評価性引当額小計	△770
繰延税金資産合計	170
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	536
繰延税金負債合計	536
繰延税金負債の純額	366

30. 追加情報
当組合は、店舗の不動産賃貸借契約に基づき、店舗閉鎖時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来、店舗を閉鎖する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

淡路市　石田地区の棚田

財務諸表

損益計算書

（単位：千円）

科目	2018年度	2019年度
経常収益	3,808,686	3,345,061
資金運用収益	2,989,844	2,995,844
貸出金利息	2,035,750	1,995,388
預け金利息	90,679	90,567
有価証券利息配当金	829,402	871,777
その他の受入利息	34,012	38,110
役務取引等収益	187,642	194,394
受入為替手数料	78,103	84,419
その他の役務収益	109,538	109,975
その他業務収益	11,480	7,535
外国通貨売買益	80	—
国債等債券売却益	7,950	2,840
その他の業務収益	3,449	4,695
その他経常収益	619,718	147,286
償却債権取立益	24,022	129,879
株式等売却益	39,415	16,128
金銭の信託運用益	858	—
その他の経常収益	555,423	1,279
経常費用	3,210,023	2,930,542
資金調達費用	152,413	142,197
預金利息	149,110	139,435
給付補塡備金繰入額	2,343	1,831
借用金利息	89	35
その他の支払利息	869	894
役務取引等費用	324,122	321,169
支払為替手数料	26,825	26,064
その他の役務費用	297,297	295,105
その他業務費用	19,184	31,996
国債等債券売却損	15,973	—
国債等債券償却	720	29,962
その他の業務費用	2,489	2,033
経費	2,373,520	2,349,863
人件費	1,647,444	1,582,521
物件費	694,322	734,920
税金	31,753	32,421
その他経常費用	340,782	85,315
貸倒引当金繰入額	158,479	114,204
株式等売却損	40	511
その他資産償却	—	568
その他の経常費用	182,262	△ 29,968
経常利益	598,662	414,519
特別損失	8,233	5,216
固定資産処分損	1,764	2,755
減損損失	6,469	2,461
税引前当期純利益	590,428	409,302
法人税・住民税及び事業税	9,577	54,893
法人税等調整額	96,021	74,542
法人税等合計	105,598	129,436
当期純利益	484,830	279,866
繰越金（当期首残高）	679,976	813,504
当期末処分剰余金	1,164,806	1,093,370

損益計算書注記

1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
2．出資１口当たりの当期純利益は、108円32銭です。
3．次の固定資産の資産グループについては、赤字の継続により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価格を回収可能価格まで減損し、当該減少額2百万円を減損損失として特別損失に計上しています。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
兵庫県洲本市	—	土地	1
兵庫県淡路市	店舗外現金自動設備	土地・建物	1（内　土地 1）

剰余金処分計算書

（単位：千円）

科目		2018年度	2019年度
当期未処分剰余金		1,164,806	1,093,370
剰余金処分額		351,302	352,291
	出資に対する配当金	51,302 （年4%）	51,145 （年4%）
	利益準備金	—	1,146
	経営安定化積立金	300,000	300,000
繰越金（当期末残高）		813,504	741,078

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の2019年４月１日から2020年３月31日までの第68期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

2020年６月25日

淡陽信用組合

理事長　山本 英博

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第５条の８第３項に規定する「特定信用組合」に該当していますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「なぎさ監査法人」の監査を受けています。

洲本市五色町　ウエルネスパーク五色

経営指標

業務粗利益及び業務純益等　（単位：千円、%）

項目	2018年度	2019年度
資金運用収益	2,989,844	2,995,844
資金調達費用	152,413	142,197
資金運用収支	2,837,431	2,853,646
役務取引等収益	187,642	194,394
役務取引等費用	324,122	321,169
役務取引等収支	△ 136,479	△ 126,775
その他業務収益	11,480	7,535
その他業務費用	19,184	31,996
その他の業務収支	△ 7,704	△ 24,460
業務粗利益	2,693,397	2,702,411
業務粗利益率	1.04%	1.02%
業務純益		352,603
実質業務純益		365,698
コア業務純益		392,819
コア業務純益（除く投資信託解約損益）		388,516

（注）1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（2018年度149千円）を控除して表示しています。

2. 業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

3. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）

4. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

5. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

6.「業務純益」、「実質業務純益」、「コア業務純益」、「コア業務純益（除く投資信託解約損益）」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和元年9月13日）による改正を受け、2019年度分より開示することとなったため、開示初年度につき2019年度分のみを開示しています。

その他業務収益の内訳　（単位：千円）

項目	2018年度	2019年度
外国通貨売買益	80	—
国債等債券売却益	7,950	2,840
その他の業務収益	3,449	4,695
その他業務収益合計	11,480	7,535

経費の内訳　（単位：千円）

項目	2018年度	2019年度
人件費	1,647,444	1,582,521
報酬給料手当	1,311,190	1,251,515
退職給付費用	139,948	139,980
その他	196,305	191,025
物件費	694,322	734,920
事務費	350,087	385,384
固定資産費	134,727	130,524
事業費	55,374	54,802
人事厚生費	21,724	19,561
減価償却費	50,970	65,476
その他	81,437	79,171
税金	31,753	32,421
経費合計	2,373,520	2,349,863

受取利息及び支払利息の増減　（単位：千円）

項目	2018年度	2019年度
受取利息の増減	△ 48,268	5,999
支払利息の増減	△ 28,565	△ 10,215

役務取引の状況　（単位：千円）

項目	2018年度	2019年度
役務取引等収益	187,642	194,394
受入為替手数料	78,103	84,419
その他の受入手数料	108,022	108,476
その他の役務取引等収益	1,515	1,498
役務取引等費用	324,122	321,169
支払為替手数料	26,825	26,064
その他の支払手数料	163	142
その他の役務取引等費用	297,133	294,962

報酬体系

1．対象役員

当組合では理事全員及び監事全員（非常勤を含みます。）の報酬体系を開示しています。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。そのうえで、各理事の役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事長が決定しています。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a. 決定方法　b. 決定時期と支払時期

（2）役員に対する報酬　（単位：百万円）

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	48	150
監事	10	20
合計	59	170

（注）1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事11名、監事3名です。

3. 使用人兼務理事7名の使用人分の報酬は、44百万円です。

（3）その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2．対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2.「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っています。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

経営指標

主要な経営指標の推移

（単位：千円）

区　　分	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
経　常　収　益	4,274,834	3,619,931	3,382,077	3,808,686	3,345,061
経　常　利　益	350,299	429,882	275,667	598,662	414,519
当　期　純　利　益	141,051	269,201	219,654	484,830	279,866
預　金　積　金　残　高	235,162,950	237,492,157	237,314,135	238,853,167	239,661,508
貸　出　金　残　高	92,957,237	94,471,136	98,468,328	100,197,066	99,437,011
有　価　証　券　残　高	86,118,957	93,245,705	91,597,433	91,516,994	91,599,194
総　資　産　額	253,790,251	257,660,063	259,076,682	265,015,640	267,353,255
純　資　産　額	14,037,778	13,767,837	14,273,961	15,273,087	14,279,169
自己資本比率（単体）	11.27 %	11.04 %	10.69 %	10.77 %	10.71 %
出　資　総　額	1,274,324	1,284,809	1,291,651	1,291,538	1,292,798
出　資　総　口　数	2,548,648 口	2,569,619 口	2,583,303 口	2,583,077 口	2,585,596 口
出資に対する配当金	50,363	50,608	51,105	51,302	51,145
職　員　数	303 人	295 人	285 人	282 人	280 人

（注）残高計数は期末日現在のものです。「自己資本比率（単体）」は、平成 18 年金融庁告示第 22 号により算出しています。

預貸率及び預証率

（単位：%）

区　　分		2018 年度	2019 年度
預　貸　率	（期　末）	41.95	41.49
	（期中平均）	40.22	39.59
預　証　率	（期　末）	38.32	38.22
	（期中平均）	36.61	36.26

貸出金償却額

（単位：千円）

項　　目	2018 年度	2019 年度
貸　出　金　償　却　額	—	—

貸倒引当金の内訳

（単位：千円）

項　　目	2018 年度		2019 年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	116,819	56,953	129,914	13,094
個別貸倒引当金	942,975	△ 69,656	1,017,473	74,497
合　　計	1,059,795	△ 12,702	1,147,387	87,592

（注）当組合は、特定海外債権を保有していませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。

有価証券の時価等情報

（単位：百万円）

●売買目的有価証券
該当ありません。

●満期保有目的の債券
該当ありません。

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
該当ありません。

●その他有価証券

区　　分	種　　類	2018 年度末			2019 年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差　額	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	113	109	3	123	115	7
	債　券	57,257	54,256	3,001	48,884	46,455	2,429
	国　債	8,309	7,568	741	8,161	7,545	616
	地方債	8,450	7,694	755	8,317	7,617	700
	社　債	40,497	38,992	1,504	32,405	31,292	1,113
	その他	20,182	19,392	789	13,640	13,089	551
	小　計	77,553	73,758	3,794	62,648	59,659	2,989
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	171	176	△ 4	174	198	△ 23
	債　券	1,897	1,901	△ 4	10,242	10,395	△ 153
	国　債	—	—	—	299	300	△ 1
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社　債	1,897	1,901	△ 4	9,942	10,094	△ 151
	その他	13,827	13,991	△ 163	20,466	21,352	△ 885
	小　計	15,897	16,069	△ 172	30,883	31,946	△ 1,063
合　　計		93,450	89,827	3,622	93,532	91,606	1,925

（注）1．貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいています。
2．上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3．時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

種　　類	2018 年度末	2019 年度末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非　上　場　株　式	66	66

デリバティブ取引等

該当ありません。

金銭の信託

該当ありません。

経営指標

資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等 （単位：千円、％）

項目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	2018年度	258,448,568	2,989,844	1.16
	2019年度	263,964,816	2,995,844	1.13
うち貸出金	2018年度	97,578,626	2,035,750	2.09
	2019年度	97,091,609	1,995,388	2.06
うち金融機関貸付等	2018年度	7,672,594	46,453	0.61
	2019年度	6,479,508	36,289	0.56
うち預け金	2018年度	71,168,353	90,679	0.13
	2019年度	76,833,224	90,567	0.12
うち有価証券	2018年度	88,808,683	829,402	0.93
	2019年度	88,928,981	871,777	0.98
資金調達勘定	2018年度	248,251,035	152,413	0.06
	2019年度	253,825,769	142,197	0.06
うち預金積金	2018年度	242,603,943	151,453	0.06
	2019年度	245,269,448	141,267	0.06
うち譲渡性預金	2018年度	—	—	—
	2019年度	—	—	—
うち借用金	2018年度	5,715,402	89	0.00
	2019年度	8,323,051	35	0.00

（注）資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（2018年度227百万円、2019年度294百万円）を資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2018年度243百万円）及び利息(2018年度149千円）を、それぞれ控除して表示しています。

総資金利鞘等 （単位：％）

区分	2018年度	2019年度
資金運用利回（a）	1.16	1.13
資金調達原価率（b）	1.01	0.98
総資金利鞘（a－b）	0.14	0.16

総資産利益率 （単位：％）

区分	2018年度	2019年度
総資産経常利益率	0.22	0.15
総資産当期純利益率	0.18	0.10

（注）総資産経常（当期純）利益率＝$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

職員１人当たりの預金及び貸出金残高 （単位：千円）

区分	2018年度末	2019年度末
職員１人当たりの預金残高	846,997	855,933
職員１人当たりの貸出金残高	355,308	355,132

１店舗当たりの預金及び貸出金残高 （単位：千円）

区分	2018年度末	2019年度末
１店舗当たりの預金残高	10,856,962	10,893,704
１店舗当たりの貸出金残高	4,554,412	4,519,864

資金調達

預金種目別平均残高 （単位：千円、％）

項目	2018年度		2019年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	58,712,700	24.20	61,991,752	25.27
定期性預金	183,529,997	75.65	182,894,837	74.57
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	361,245	0.15	382,857	0.16
合計	242,603,943	100.00	245,269,448	100.00

預金者別預金残高 （単位：千円、％）

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	203,179,017	85.06	202,751,528	84.60
法人等	35,674,150	14.94	36,909,980	15.40
一般法人	27,069,661	11.33	28,353,956	11.83
金融機関	208,549	0.09	208,651	0.09
公金	5,611,559	2.35	5,604,439	2.34
その他	2,784,381	1.17	2,742,934	1.14
合計	238,853,167	100.00	239,661,508	100.00

（注）「その他」とは、非課税法人及び任意団体です。

定期預金種類別残高 （単位：千円）

区分	2018年度末	2019年度末
固定金利定期預金	175,418,631	173,831,605
変動金利定期預金	18,290	14,511
合計	175,436,922	173,846,117

財形貯蓄残高 （単位：千円）

項目	2018年度末	2019年度末
財形貯蓄残高	68,646	62,959

資金運用

貸出金金利区分別残高 （単位：千円）

区分	2018年度末	2019年度末
固定金利貸出	54,687,781	52,085,474
変動金利貸出	45,509,284	47,351,536
合計	100,197,066	99,437,011

消費者ローン・住宅ローン残高 （単位:千円、％）

項目	2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	6,471,424	37.93	6,300,024	37.92
住宅ローン	10,592,096	62.07	10,314,116	62.08
合計	17,063,520	100.00	16,614,140	100.00

貸出金種類別平均残高

（単位：千円、％）

項目	2018年度 金額	2018年度 構成比	2019年度 金額	2019年度 構成比
割引手形	487,462	0.50	456,401	0.47
手形貸付	5,689,356	5.83	5,971,266	6.15
証書貸付	88,650,602	90.85	88,057,172	90.70
当座貸越	2,751,205	2.82	2,606,768	2.68
合計	97,578,626	100.00	97,091,609	100.00

貸出金使途別残高

（単位：千円、％）

区分	2018年度末 金額	2018年度末 構成比	2019年度末 金額	2019年度末 構成比
運転資金	53,491,481	53.39	52,306,719	52.60
設備資金	46,705,584	46.61	47,130,292	47.40
合計	100,197,066	100.00	99,437,011	100.00

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

（単位：千円、％）

区分		金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	2018年度末	4,484,661	4.48	2,430
	2019年度末	4,245,336	4.27	—
有価証券	2018年度末	1,254	0.00	—
	2019年度末	771	0.00	—
動産	2018年度末	—	—	—
	2019年度末	—	—	—
不動産	2018年度末	43,058,321	42.97	168,415
	2019年度末	43,271,281	43.51	158,832
その他	2018年度末	—	—	—
	2019年度末	—	—	—
小計	2018年度末	47,544,237	47.45	170,845
	2019年度末	47,517,390	47.78	158,832
信用保証協会･信用保険	2018年度末	13,637,732	13.61	—
	2019年度末	13,730,997	13.81	—
保証	2018年度末	18,795,493	18.76	125,100
	2019年度末	19,189,225	19.30	190,483
信用	2018年度末	20,219,602	20.18	246,081
	2019年度末	18,999,397	19.11	338,274
合計	2018年度末	100,197,066	100.00	542,027
	2019年度末	99,437,011	100.00	687,589

貸出金業種別残高・構成比

（単位：千円、％）

業種別	2018年度末 金額	2018年度末 構成比	2019年度末 金額	2019年度末 構成比
製造業	5,119,486	5.11	4,744,816	4.77
農業、林業	238,147	0.24	296,852	0.30
漁業	619,987	0.62	510,015	0.51
鉱業､採石業､砂利採取業	—	—	—	—
建設業	6,671,340	6.66	6,406,364	6.44
電気･ガス･熱供給･水道業	706,770	0.71	892,834	0.90
情報通信業	31,116	0.03	25,442	0.02
運輸業、郵便業	1,992,196	1.99	2,538,428	2.55
卸売業、小売業	7,061,319	7.05	7,308,031	7.35
金融業、保険業	7,004,760	6.99	7,003,980	7.04
不動産業	27,307,308	27.25	27,721,007	27.88
物品賃貸業	79,157	0.08	46,489	0.05
学術研究､専門･技術サービス業	811,776	0.81	963,181	0.97
宿泊業	2,269,523	2.26	2,287,972	2.30
飲食業	1,513,686	1.51	1,540,529	1.55
生活関連サービス業､娯楽業	2,107,748	2.10	2,206,872	2.22
教育、学習支援業	14,840	0.01	40,680	0.04
医療、福祉	234,156	0.23	195,167	0.20
その他のサービス	2,331,204	2.33	2,426,722	2.44
その他の産業	148,382	0.15	128,999	0.13
小計	66,262,907	66.13	67,284,388	67.66
地方公共団体	12,486,187	12.46	11,244,036	11.31
個人(住宅･消費･納税資金等)	21,447,970	21.41	20,908,586	21.03
合計	100,197,066	100.00	99,437,011	100.00

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

有価証券種類別残存期間別残高

（単位：千円）

区分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	2018年度末	20,070	514,800	2,081,140	5,693,900	—	8,309,910
	2019年度末	—	2,567,430	—	5,893,580	—	8,461,010
地方債	2018年度末	—	—	1,749,360	6,701,202	—	8,450,562
	2019年度末	—	—	1,739,780	6,577,903	—	8,317,683
短期社債	2018年度末	—	—	—	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—	—	—
社債	2018年度末	3,711,936	14,178,497	11,497,914	12,402,619	604,080	42,395,046
	2019年度末	3,397,085	15,795,853	9,186,305	13,168,524	800,680	42,348,449
株式	2018年度末	—	—	—	—	351,319	351,319
	2019年度末	—	—	—	—	364,637	364,637
外国証券	2018年度末	2,117,045	11,242,781	8,593,976	2,916,563	—	24,870,366
	2019年度末	2,401,413	15,105,767	4,991,076	2,255,794	—	24,754,050
その他の証券	2018年度末	—	2,252,669	2,194,909	—	2,692,211	7,139,789
	2019年度末	1,000,550	924,606	2,341,527	442,940	2,643,741	7,353,364
合計	2018年度末	5,849,051	28,188,747	26,117,299	27,714,284	3,647,611	91,516,994
	2019年度末	6,799,048	34,393,657	18,258,688	28,338,742	3,809,058	91,599,194

有価証券種類別平均残高

（単位：千円、％）

区分	2018年度 金額	2018年度 構成比	2019年度 金額	2019年度 構成比
国債	8,850,891	9.97	7,673,557	8.63
地方債	7,368,330	8.30	7,660,975	8.61
短期社債	—	—	—	—
社債	41,750,286	47.01	41,278,052	46.42
株式	301,283	0.34	377,189	0.42
外国証券	23,578,642	26.55	25,121,385	28.25
その他の証券	6,959,249	7.83	6,817,820	7.67
合計	88,808,683	100.00	88,928,981	100.00

（注）当組合は商品有価証券を保有していません。

佐用町西新宿　おじいちゃんとおばあちゃんの花しょうぶ園

貸出金の分類

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

（単位：百万円、％）

区分		残高（A）	担保・保証額（B）	貸倒引当金（C）	保全率 ((B)＋(C))／(A)
破綻先債権	2018年度	200	120	80	100.00
	2019年度	89	19	70	100.00
延滞債権	2018年度	4,961	4,013	842	97.88
	2019年度	4,938	3,844	929	96.66
３ヵ月以上延滞債権	2018年度	1	1	—	100.00
	2019年度	1	—	0	18.32
貸出条件緩和債権	2018年度	59	27	11	66.07
	2019年度	97	42	17	61.62
合計	2018年度	5,223	4,163	934	97.61
	2019年度	5,125	3,905	1,017	96.03

（注）1．「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。

2．「延滞債権」とは、上記１及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。

3．「３ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している貸出金（上記１及び２を除く）です。

4．「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記１～３を除く）です。

5．「担保・保証額（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。

6．「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれていません。

7．「保全率（（B）＋（C））／（A）」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

8．これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

（単位：百万円、％）

区分		債権額（A）	担保・保証等（B）	貸倒引当金（C）	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率（D）／（A）	貸倒引当金引当率 (C)／((A)−(B))
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2018年度	2,344	1,515	828	2,344	100.00	100.00
	2019年度	2,093	1,250	843	2,093	100.00	100.00
危険債権	2018年度	2,891	2,662	114	2,777	96.03	50.00
	2019年度	3,003	2,654	174	2,828	94.19	50.00
要管理債権	2018年度	61	29	11	41	67.76	37.37
	2019年度	98	42	18	60	61.16	32.06
小計	2018年度	5,297	4,208	954	5,163	97.46	87.67
	2019年度	5,194	3,946	1,035	4,982	95.90	82.96
正常債権	2018年度	95,525					
	2019年度	94,992					
合計	2018年度	100,822					
	2019年度	100,187					

（注）1．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2．「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3．「要管理債権」とは、「３ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。

4．「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

5．「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

6．「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

7．金額は決算後（償却後）の計数です。

洲本市　あわじ花山水

赤穂市　赤穂大石神社

その他業務

代理貸付残高の内訳

（単位：千円）

区　　分	2018 年度末	2019 年度末
全国信用協同組合連合会	234,618	291,026
株式会社日本政策金融公庫	232,436	229,392
独立行政法人住宅金融支援機構	2,497,645	2,173,348
独立行政法人勤労者退職金共済機構	47,770	47,770
独立行政法人福祉医療機構	135,665	115,182
そ　の　他	14,650	14,600
合　　計	3,162,785	2,871,320

内国為替取扱実績

（単位：件、百万円）

区　　分		2018 年度		2019 年度	
		件　数	金　額	件　数	金　額
送金・振込	他の金融機関向け	121,033	82,924	109,865	85,966
	他の金融機関から	208,259	109,419	213,132	113,098
代金取立	他の金融機関向け	1,046	486	889	437
	他の金融機関から	209	108	273	155
合　　計		330,547	192,938	324,159	199,658

リスク管理態勢

リスク管理態勢

金融の自由化・国際化の進展や金融技術の高度化に伴い、金融機関の抱えるリスクは多様化・複雑化しており、金融機関経営にとってリスク管理の重要性はますます高まっています。
こうした経営環境を踏まえ、当組合は直面する各種リスクを適切に管理し、経営の健全性を維持するため、「リスク管理態勢の強化」を経営の重点施策として位置づけ、「リスク管理基本方針」のもとに「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しています。

1.リスク管理態勢
当組合では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置づけ、主要なリスクである「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」についてそれぞれ管理部署を定め、これらを統括部署が統合的に把握・管理するとともに、経営会議・ALM委員会で評価・検討することにより、実効性のあるリスク管理と相互牽制機能の有効性を確保しています。

統合的リスク管理態勢（2020年6月30日現在）

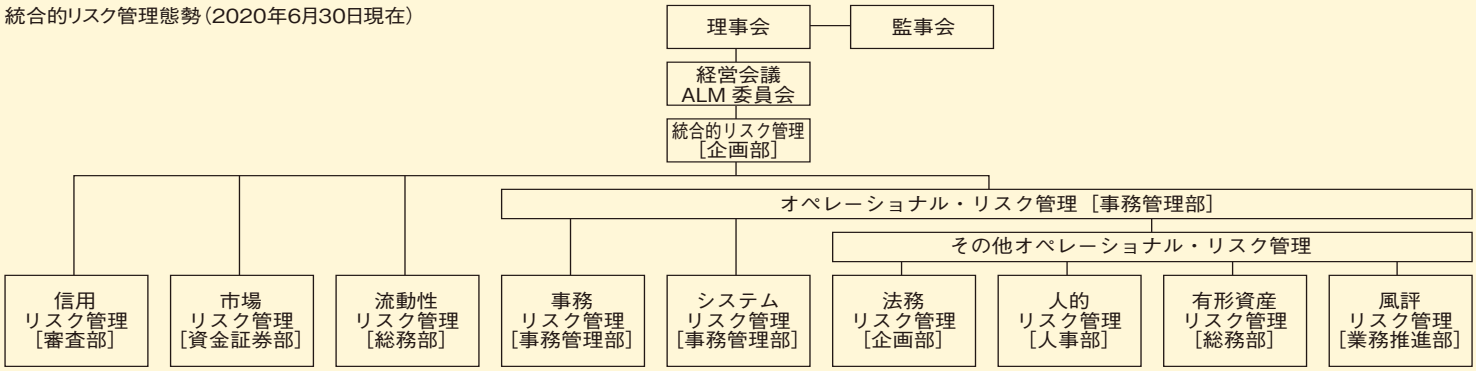

2.統合的リスク管理
統合的リスク管理とは、金融機関の業務に内在する各種リスクについて一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的としています。当組合では、「統合的リスク管理規程」に基づき、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクといったリスク毎にリスク量の上限を設定（資本配賦）し、それぞれの管理部署がリスク量のコントロールを行っています。
また、統合的リスク管理部署がこれらのリスク量を自己資本と対比して一元的に把握するとともに、リスク管理の状況について定期的に経営会議やALM委員会へ報告を行い、状況に応じて適切に対策を実施していく態勢を構築しています。

3.信用リスク管理
信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金等の資産の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスクのことです。
当組合では資産の健全性確保を経営の重要課題の一つとして位置づけ、営業推進部門から独立した本部審査態勢の整備、自己査定による信用リスクの把握、信用リスクに見合った適正な収益の確保、ポートフォリオ管理に基づくリスク分散などを通じて、信用リスク管理の高度化に努めています。また、各種研修を実施し、職員の審査能力の向上に努めています。

4.市場リスク管理
市場リスクとは、金利、為替、株価、商品価格等が変動することによって資産・負債の現在価値または期間収益に影響を与えるリスクのことです。
当組合では「市場リスク管理規程」や「資金運用基準」、年度毎の「資金運用方針」を定め適切な運用・管理を行っています。また、市場リスク所管部署が「市場リスク管理規程」に基づき、時価評価損益分析、感応度分析、ストレステスト等を実施するとともにVaRによりリスク量を計測しＡＬＭ委員会へ報告のうえ協議する態勢としています。

5.流動性リスク管理
流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できず、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利の支払を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。
当組合では、的確な資金ポジションを確保するため資金繰り状況を把握し、資金調達手段の確保を図っています。支払準備資産は適正な水準を確保するよう努めており、これらの状況を定期的にＡＬＭ委員会に報告のうえ協議する態勢としています。

6.オペレーショナル・リスク管理
オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと等から金融機関が損失を被るリスクのことです。具体的には、事務ミス、システム障害、不正等の内部管理上の要因や災害、テロリズム、犯罪等の外部要因により損失が発生するリスクです。
当組合では、特に事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり「事務リスク管理規程」に基づき、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証等に取組んでいます。また、システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき安定した業務遂行ができるよう、多様化・複雑化するリスクに対する管理態勢の整備に努めています。その他のリスクについては、「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、各部署が適切な管理に努めています。

法令等遵守（コンプライアンス）態勢

1．コンプライアンス態勢

金融機関は、一般企業にも増して公共性が高いため、より高いレベルのコンプライアンスが求められ、顧客情報の厳正な取扱い、犯罪収益移転防止法の遵守等、多くの守るべき法令・ルールがあり、お客様の保護が求められています。

当組合は、法令等遵守(コンプライアンス)を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、理事会をはじめ経営会議等で法令等遵守に関する諸問題について協議・決定する態勢をとっています。

また、法令等遵守を確実に実践するため、役員及び部店長自らが誠実にかつ率先垂範してコンプライアンスに取組むとともに、年度毎に策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づき、集合研修や職場内教育を実施し、全員が各業務において遵守すべき法令や必要とされる法務知識を理解し、日常業務に反映させるよう努めています。

2．コンプライアンスの基本方針

（1）社会的責任（CSR）と公共的使命

当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客様及び社会からの信頼・信用を確保します。

（2）信頼の確保

当組合は、法令、諸規則、諸規定の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図ります。

（3）経営の透明性確保

当組合は、その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図ります。

（4）人間尊重の精神

当組合は、従業員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保します。

（5）環境問題と社会貢献活動への取組み

当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取組みます。

（6）反社会的勢力との決別

当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

3．コンプライアンス体制図（2020 年 6 月 30 日現在）

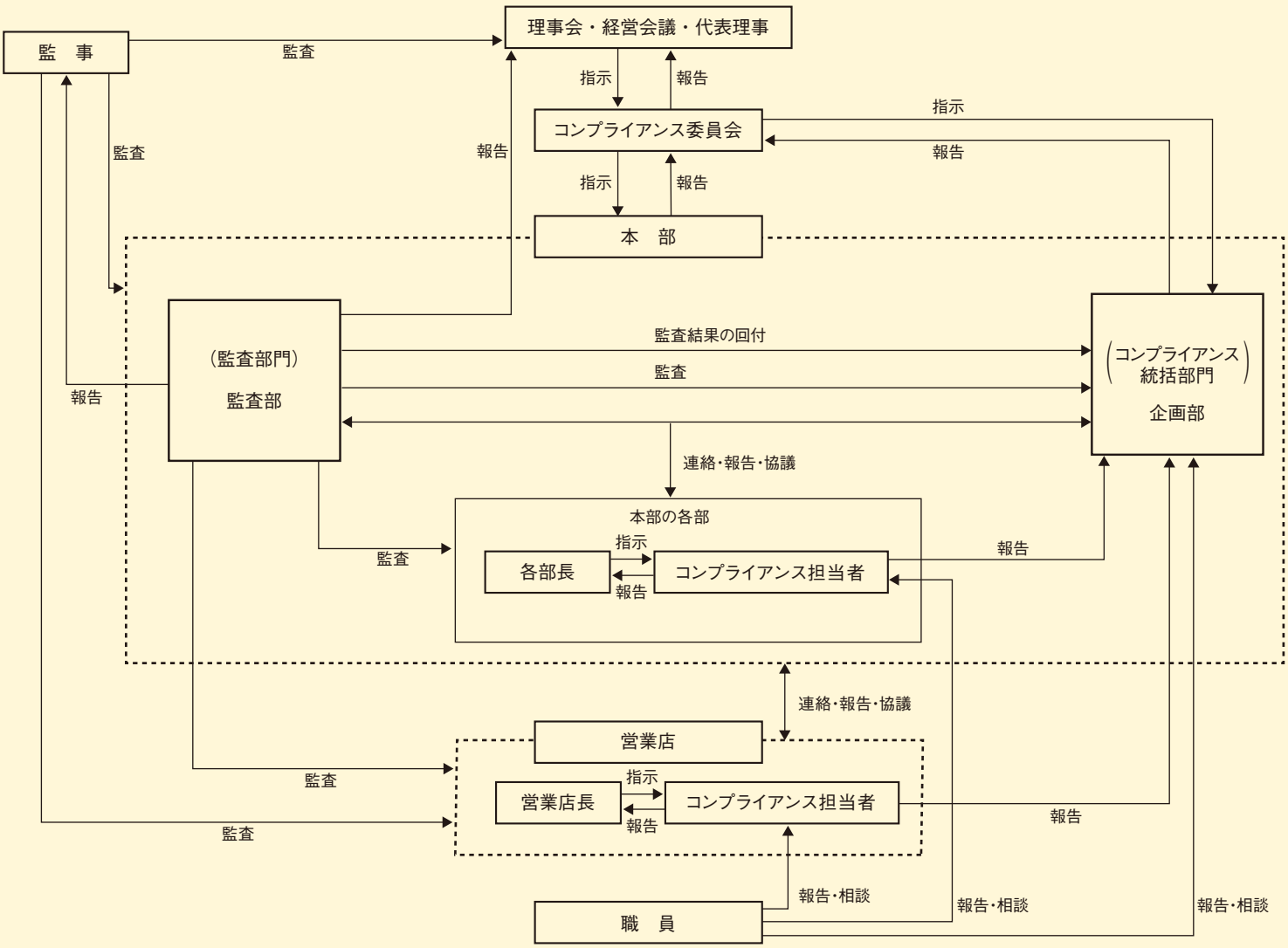

顧客保護等管理態勢等

顧客保護等管理方針

1．お客様保護のための基本方針
当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとされる方（以下「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取組みます。

2．お客様への説明について
当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3．お客様からのご相談・苦情等の対処について
当組合は、お客様からのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。

4．お客様の情報管理について
⑴当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお示しした利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
⑵当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

5　当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱いやお客様への対応について
当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるよう外部委託先を管理します。

お客様本位の業務運営についての基本方針

当組合は、地域金融機関として地域顧客に寄り添い、地域とともに自らも成長・発展するビジネスモデルの構築に欠かせない、お客様本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定しました。そして、以下の取組み状況を自ら検証・評価するとともに定期的に結果を公表し、必要に応じた見直しを行ってまいります。

1．お客様の最善の利益を追求
当組合は、地域金融機関としてお客様の最善の利益を図るため、誠実・公正にお客様本位の業務を行います。

2．利益相反の適切な管理
お客様との取引にあたっては、お客様の利益が不当に害されることの無いよう適切な管理を行います。

3．手数料の明確化
お客様にふさわしい商品・サービスを提供するためにご負担していただく手数料・その他費用について、わかり易く丁寧に説明します。

4．重要な情報のわかり易い説明とお客様にふさわしいサービスの提供
お客様一人ひとりの金融知識・取引経験・財産の状況や運用目的等を十分に把握して、重要な情報のわかり易い説明と適切な商品・サービスの提供ができるよう、高い専門性と職業倫理を保持し、適正に業務を行います。

5．当組合職員に対する適切な動機付けの枠組み等
上記お客様本位の業務運営の取組みを推進するため、またこうした取組みが企業文化として定着するよう職員に対する研修等、適切な動機付けの体制を整備いたします。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適正な勧誘の確保を図ることとします。

1．当組合は、お客様の知識・経験・財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

2．金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。

3．当組合は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。

4．当組合は、良識をもった節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

5．当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、当組合の最寄の店舗または業務推進部（お客様相談室）までお問い合わせください。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1．組織としての対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2．外部専門機関との連携
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3．取引の未然防止を含めた一切の関係遮断
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4．有事における民事と刑事の法的対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5．資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

自己資本の充実に関する事項

自己資本の充実の状況

－定　性　的　事　項－

1．自己資本の調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金および利益剰余金等で構成されています。なお、2020年3月期の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。
①発行主体：淡陽信用組合　　②資本調達手段の種類：普通出資　　③コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,292百万円

2．自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関して、自己資本比率は国内基準である4％を上回っており、経営の健全性・安全性を確保しています。一方、将来の自己資本充実策については、年度毎に掲げる事業計画に基づく業務推進を通じて、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策とし、また、さらに多くの組合員（出資金）の募集を推進することにより充実を図る方針としています。

3．信用リスクに関する事項

⑴リスク管理の方針及び手続きの概要
信用リスクとは取引先の財務状況の悪化などによる倒産等により、当組合の資産の価値が減少または消失し損失を被るリスクをいいます。
信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度から分析しています。なお、一連の信用リスク管理の状況については、定期的に経営会議、理事会に報告する態勢としています。
なお、貸倒引当金は、当組合の「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づき、適正な引当を行っています。
⑵リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つです。なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っていません。
○株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）　　○株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）　○スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（S＆P）

4．信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。
当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める事務取扱手続き等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っています。
また、当組合が自己資本比率の算出過程で採用している信用リスク削減手法としては、自組合預金積金や上場株式などの適格金融資産担保、独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）による保証があります。なお、お客様が期限の利益を喪失された場合には、全ての与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合がありますが、その際には、当組合が定める各種約定書に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当します。

5．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

保有する投資信託等に内包する派生商品取引はありますが、当組合自らが行う当該取引はありません。

6．証券化エクスポージャーに関する事項

⑴リスク管理の方針及びリスク特性の概要
証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと証券を購入する投資家に分類されます。
当組合における証券化エクスポージャーは、投資家としてのみ保有しており、オリジネーターとして保有するものはありません。
運用に際しては、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報等の把握を行っており、「資金運用基準」、「資金運用方針」、「市場リスク管理規程」等の内部規程により、適切な運用・管理に努めています。
⑵リスク特性等を把握するための体制の整備及びその運用状況の概要
証券化エクスポージャー及び裏付け資産に係る市場状況等のモニタリングに必要な各種情報が定期的及び適時に入手可能であることを事前に確認するとともに、内包されているリスク及び構造上の特性等の分析を行い投資判断をしています。また、保有した証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャー及び裏付け資産に係る情報を資産運用会社等から定期的及び適時に収集し、必要に応じて検証等を行い、リスク特性の変化を適切に把握しています。
⑶証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
外部格付準拠方式を採用しています。
⑷証券化取引に関する会計方針
会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正に処理しています。
⑸証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つです。なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っていません。
○株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）　　○株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）　○スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（S＆P）

7．オペレーショナル・リスクに関する事項

⑴リスク管理の方針及び手続きの概要
オペレーショナル・リスクとは、金融機関が業務を行う上で、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、また外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。
当組合はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、その他のオペレーショナル・リスクに区分して管理しています。また、「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、リスクを認識のうえ評価しています。
⑵オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
基礎的手法を採用しています。

8．出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

当組合の銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに該当するものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、全国信用協同組合連合会や投資事業組合等への出資金です。
当組合では「市場リスク管理規程」、「資金運用基準」に基づき運用・管理を行っており、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクについては、時価評価やVaRによるリスク量の計測等により把握・認識しています。また、これらを経営会議等へ報告し、適切な管理に努めています。
一方、非上場株式や全国信用協同組合連合会等への出資金等については、業務上の保有で投資目的ではありません。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い適正に処理しています。

9．銀行勘定における金利リスクに関する事項

30ページに記載していますので、そちらをご覧ください。

自己資本の充実に関する事項

－定　量　的　事　項－
〈自己資本の構成に関する事項〉

（単位：千円、％）

項　　目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目（１）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	12,546,693	12,776,674
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,291,538	1,292,798
うち、利益剰余金の額	11,306,457	11,535,021
うち、外部流出予定額（△）	51,302	51,145
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	146,724	162,850
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	146,724	162,850
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45% に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	37,585	30,068
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	12,731,002	12,969,592
コア資本に係る調整項目（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	9,367	9,367
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9,367	9,367
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	9,367	9,367
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)）（ハ）	12,721,635	12,960,225
リスク・アセット等（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	112,960,889	115,895,682
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 886,793	167,046
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,053,839	—
うち、上記以外に該当するものの額	167,046	167,046
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	5,160,029	5,107,770
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	118,120,918	121,003,452
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ）／（ニ)）	10.77%	10.71%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しています。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しています。

〈自己資本の充実度に関する事項〉

（単位：百万円）

	2018 年度		2019 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	112,960	4,518	115,895	4,635
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	110,752	4,430	112,023	4,480
（ｉ）ソブリン向け	1,915	76	1,923	76
（ii）金融機関向け	20,087	803	20,443	817
（iii）法人等向け	27,261	1,090	30,209	1,208
（iv）中小企業等・個人向け	15,719	628	15,378	615
（v）抵当権付住宅ローン	879	35	791	31
（vi）不動産取得等事業向け	29,990	1,199	30,003	1,200
（vii）三月以上延滞等	668	26	616	24
（viii）出資等	358	14	386	15
出資等のエクスポージャー	358	14	386	15
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
（ix）他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	9,784	391	8,026	321
（x） 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,111	44	1,111	44
（xi）その他	2,976	119	3,133	125
② 証券化エクスポージャー	155	6	150	6
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,817	112	3,447	137
ルック・スルー方式	2,817	112	3,447	137
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	167	6	167	6
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,053	△ 42	—	—
⑥ CVA リスク相当額を 8%で除して得た額	105	4	96	3
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	17	0	10	0
ロ．オペレーショナル・リスク	5,160	206	5,107	204
ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	118,120	4,724	121,003	4,840

（注）1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額 × 4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、（ｉ）～（ｘ）に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額 × 4%

洲本市　桜と先山

自己資本の充実に関する事項

〈信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）〉

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国内	232,745	240,634	101,101	105,530	57,556	58,250	—	—	1,200	1,179
国外	23,507	23,991	—	—	23,507	23,991	—	—	—	—
地域別合計	256,253	264,626	101,101	105,530	81,064	82,241	—	—	1,200	1,179
製造業	16,201	17,478	5,558	5,298	10,501	12,010	—	—	156	150
農業、林業	746	806	746	806	—	—	—	—	37	37
漁業	1,048	907	1,048	907	—	—	—	—	35	34
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	1	0	—	—	—	—	—	—
建設業	8,439	7,852	7,739	7,351	700	500	—	—	256	83
電気・ガス・熱供給・水道業	3,197	3,973	794	968	2,403	3,004	—	—	—	6
情報通信業	1,573	1,566	31	25	1,509	1,508	—	—	—	—
運輸業、郵便業	8,524	9,452	2,108	2,638	6,415	6,814	—	—	53	47
卸売業、小売業	11,764	12,070	7,641	7,847	4,108	4,209	—	—	21	9
金融業、保険業	102,533	104,309	7,023	7,023	26,015	24,593	—	—	—	—
不動産業	34,311	34,535	27,596	28,028	6,706	6,499	—	—	185	363
物品賃貸業	1,285	1,251	79	46	1,205	1,205	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,156	1,293	1,156	1,293	—	—	—	—	8	9
宿泊業	2,327	2,546	2,327	2,345	—	200	—	—	23	22
飲食業	2,089	2,079	2,089	2,079	—	—	—	—	241	237
生活関連サービス業、娯楽業	2,883	2,857	2,482	2,556	400	300	—	—	—	—
教育、学習支援業	14	140	14	40	—	100	—	—	—	—
医療、福祉	234	195	234	195	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	2,829	2,917	2,829	2,917	—	—	—	—	18	12
その他の産業	184	158	184	158	—	—	—	—	35	29
国・地方公共団体等	33,592	32,542	12,496	11,245	21,096	21,296	—	—	—	—
個人	16,513	16,241	16,513	16,241	—	—	—	—	126	133
その他	4,797	9,447	403	5,512	—	—	—	—	—	—
業種別合計	256,253	264,626	101,101	105,530	81,064	82,241	—	—	1,200	1,179
1年以下	90,324	92,877	22,292	21,914	5,850	5,794	—	—		
1年超3年以下	20,914	22,051	7,508	6,235	12,405	14,815	—	—		
3年超5年以下	22,638	27,432	9,312	8,794	13,326	18,638	—	—		
5年超7年以下	23,406	17,305	7,278	7,443	16,128	9,862	—	—		
7年超10年以下	19,025	18,721	11,770	12,613	7,253	6,106	—	—		
10年超	67,972	69,222	41,471	41,996	25,498	26,224	—	—		
期間の定めのないもの	7,194	7,578	1,063	1,019	601	801	—	—		
その他	4,775	9,436	403	5,512	—	—	—	—		
残存期間別合計	256,253	264,626	101,101	105,530	81,064	82,241	—	—		

（注）1．「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3．上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。
4．CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含みません。
5．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	59	116	—	59	116
	2019年度	116	129	60	56	129
個別貸倒引当金	2018年度	1,012	942	811	200	942
	2019年度	942	1,017	942	—	1,017
合計	2018年度	1,072	1,059	811	260	1,059
	2019年度	1,059	1,147	1,003	56	1,147

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

区分	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
製造業	229	261	261	268	229	261	261	268	—	—
農業、林業	15	13	13	11	15	13	13	11	—	—
漁業	39	31	31	29	39	31	31	29	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	123	61	61	67	123	61	61	67	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	42	12	12	35	42	12	12	35	—	—
卸売業、小売業	229	295	295	305	229	295	295	305	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	112	79	79	114	112	79	79	114	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	29	26	26	26	29	26	26	26	—	—
飲食業	91	72	72	70	91	72	72	70	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	18	13	13	1	18	13	13	1	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	81	76	76	86	81	76	76	86	—	—
合計	1,012	942	942	1,017	1,012	942	942	1,017	—	—

（注）1. 当組合は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	—	38,155	—	36,695
10	300	17,474	300	17,180
20	92,336	6,227	95,316	6,316
35	—	2,173	—	1,967
50	21,039	485	21,642	343
75	—	20,941	—	20,490
100	6,800	45,415	7,802	46,654
150	—	193	—	93
250	—	3,355	—	3,280
1,250	—	—	—	—
その他	—	1,346	—	6,530
合計	120,476	135,767	125,061	139,551

（注）1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含みません。

＜信用リスク削減手法に関する事項＞

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	5,982	5,679	1,330	1,148	—	—
①ソブリン向け	112	107	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	813	971	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	3,830	3,437	132	107	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	57	38	1,187	1,025	—	—
⑥不動産取得等事業向け	1,025	1,013	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	45	1	10	16	—	—
⑧出資等	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑨その他	96	108	—	—	—	—

（注）1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。
3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。

自己資本の充実に関する事項

〈派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項〉

（単位：百万円）

区　　分	2018年度	2019年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	144	140
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

（単位：百万円）

区　　分	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
①派生商品取引合計	354	430	354	430
（ｉ）　外国為替関連取引	130	149	130	149
（ii）　金利関連取引	154	167	154	167
（iii）　金関連取引	—	—	—	—
（iv）　株式関連取引	16	22	16	22
（ｖ）　貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
（vi）　その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
（vii）　クレジット・デリバティブ	52	90	52	90
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合　　計	354	430	354	430

〈証券化エクスポージャーに関する事項〉

●オリジネーターの場合

該当ありません。

●投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

区　　分	2018 年度		2019 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	1,000	—	1,000	—
（ｉ）不動産ローン	1,000	—	1,000	—
（ii）動産ローン	—	—	—	—

（注）再証券化エクスポージャーは保有していません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2018 年度		2019 年度		2018 年度		2019 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%未満	1,000	—	1,000	—	6	—	6	—
100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
350%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250% 未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
（ｉ）不動産ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
（ii）動産ローン	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×４％
2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

〈出資等エクスポージャーに関する事項〉

●貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区　　分	2018 年度		2019 年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上　場　株　式　等	284	284	297	297
非　上　場　株　式　等	1,179	1,179	1,179	1,179
合　　計	1,463	1,463	1,477	1,477

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

区　　分	2018 年度	2019 年度
売　却　益	10	6
売　却　損	0	0
償　　却	－	－

（注）損益計算書における損益の額を記載しています。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

評　価　損　益	2018 年度	2019 年度
	△1	△15

（注）「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

（注）「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

〈リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項〉

（単位：百万円）

区　　分	2018 年度	2019 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	5,618	6,193
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250%）を適用するエクスポージャー	—	—

〈金利リスクに関する事項〉

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項　番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,352	6,622	646	
2	下方パラレルシフト	0	0	0	
3	スティープ化	4,986	5,233		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,352	6,622	646	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	12,960		12,721	

（注）「金利リスクに関する事項」については、平成 31 年金融庁告示第 3 号（2019 年 2 月 18 日）による改正を受け、2020 年 3 月末から Δ NII を開示することとなりました。
このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しています。

（1） リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
当組合では「市場リスク管理規程」に基づき、VaR 及び IRRBB による金利リスク量を四半期毎に計測し、モニタリング、分析を行っています。また、計測結果を ALM 委員会で協議し、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。
なお、当組合では金利に感応する資産・負債（貸出金、有価証券、預け金、預金、借用金等）を対象として金利リスクを計測していますが、株式等の金利感応度の算定が困難なものは価格変動リスクとして管理しており、計測の対象外としています。その他、ヘッジ会計等の金利リスクの削減手法は採用していません。

（2） 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII に関する事項
・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25 年
・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：2.5 年
・流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提：金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提：金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
・複数の通貨の集計方法及びその前提：1 通貨（円）のみであり、それ以外の通貨は保有していません。
・スプレッドに関する前提：考慮していません。
・内部モデルの使用等、Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の事項：内部モデルは使用していません。
・前事業年度末の開示からの変動に関する説明：当期末の Δ EVE は 6,352 百万円（前期末比 270 百万円減少）となり、大きな変動はありません。

② 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要
当組合は、信用組合業界で構築した SKC-ALM システムを用いて、VaR により金利リスク量を計測しています。
なお、VaR の計測にあたっては、モンテカルロ・シミュレーション法を採用し、観測期間 5 年、保有期間 240 日、信頼区間 99% を前提としています。

地域密着型金融の取組状況

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

2019年4月から2020年3月末までにおける、中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況は次のとおりです。

中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は地域密着型金融の重要な担い手として十分な役割と機能を果たすため、中小企業金融円滑化法が終了した現在においても、下記のとおり貸出条件の変更等や円滑な資金供給に努めています。

◎ **中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申し込み・相談への対応について**

当組合に対して事業資金の貸付に係る債務を有する中小企業・小規模事業者のお客様が、受注減少や売上減少による減収などによりご返済が困難となった場合には、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」及び下記の当組合本部「お客様相談室」において、貸付条件の変更等のお申し込み・ご相談に応じます。

【お客様相談室】
窓　　口：淡陽信用組合　業務推進部
電話番号：フリーダイヤル　0120−17−2616　（携帯電話からは0799−25−2616）
受付時間：午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日及び当組合の休業日は除きます）

◎ **経営革新等支援機関としての支援について**

当組合は、平成25年2月1日付で近畿経済産業局、近畿財務局より経営革新等支援機関の認定を受けており、認定支援機関としてお客様の経営改善計画の策定支援等を通じて経営改善、事業再生への支援を行います。

◎ **お客様への説明態勢の充実について**

当組合は、お客様からの新規融資及び既往の債務に係る貸付条件の変更等に関するお申し込み・ご相談に対して迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解・経験・資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めます。

◎ **地域金融円滑化への対応措置「貸付条件の変更等の実施状況」**

貸付条件の変更等を行った中小企業・小規模事業者の状況等は次のとおりです。　（2020年3月末時点）

項　目	件　数	金　額（百万円）
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	11,924	164,701
うち、実行に係る貸付債権	11,763	163,208
うち、謝絶に係る貸付債権	62	597
うち、審査中の貸付債権	14	162
うち、取下げに係る貸付債権	85	734

（注）件数・金額は中小企業金融円滑化法施行日（平成21年12月4日）以降、上記基準日までの累計です。
また、件数は債権単位、金額は申込み時点における債権金額です。

中小企業の経営支援に関する態勢整備

中小企業・小規模事業者の経営改善等に関する相談・指導等に対応するため、外部専門家や外部機関との連携、当組合職員のコンサルティング能力向上等による態勢整備に努めています。なお、外部専門家や外部機関との連携状況、職員のコンサルティング能力向上のための研修の実施状況は次のとおりです。

◎ **外部専門家・外部機関との連携状況**

○ 兵庫県中小企業団体中央会（「しっかいや中央会」（外部専門家））、公益財団法人ひょうご産業活性化センター（「兵庫県よろず支援拠点」（外部専門家））との連携により、取引先の経営や事業承継に関して相談業務を通じた支援を行っています。
○ 経営革新等支援機関に認定された顧問税理士や中小企業再生支援協議会との連携により、取引先の経営改善支援を行っています。
○ 兵庫県信用保証協会との連携による「経営サポート会議」の開催や他金融機関との連携によるバンクミーティングの開催等により取引先の経営改善支援を行っています。

◎ **コンサルティング能力向上のための研修の実施状況（2019年度）**

営業エリアを5ブロック（洲本市・淡路市・南あわじ市・神戸・西はりま）に分け、各ブロックの主要店において融資統括役席者・営業担当者を対象にローカルベンチマークや事業性評価についての研修を各ブロック7回（延べ35回）実施しました。財務データや担保・保証に過度に依存することなく、融資先企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価のうえ、融資や助言を行い、企業や産業の成長支援に努めています。

中小企業の経営支援に関する取組状況

当組合は取引先の創業、新規事業、事業拡大、経営改善、事業承継等に関して積極的な支援を行っています。なお、2019年度における新規融資、経営改善支援等の取組実績は次のとおりでした。

◎ **新規融資の取組み状況**　（金額単位：百万円）

	定　義	2019年度上期実績		2019年度下期実績		2019年度通期実績	
		先　数	金　額	先　数	金　額	先　数	金　額
総貸出金ベース	企業及び個人に対する新規の貸出金（住宅ローン、個人ローン含む）	1,418	15,962	1,363	20,076	2,358	36,038
中小企業・小規模事業者向け貸出金ベース	創業・開業・事業拡大・事業承継・事業支援等を含む新規の運転設備資金	836	13,586	799	14,584	1,291	28,170
うち成長分野	医療・介護・エネルギー・農業・漁業	19	676	13	261	30	937

（注）通期の貸出先数は、上期・下期に重複して融資した先を1先としています。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

◎ **創業・新規事業開拓支援**

新規独立開業や取引先企業の新分野進出に対する資金ニーズについては、従来のプロパー融資、政府系金融機関の代理貸付、地方自治体制度融資による提案のほか、各種補助金制度の活用支援、㈱日本政策金融公庫・兵庫県信用保証協会・商工会・地方公共団体・公益財団法人ひょうご産業活性化センター等との連携による支援に取り組んでいます。

【取組実績】

2019年度における創業・新規事業開拓支援に関する貸出実績は30先の604百万円でした。

【取組事例】

太陽光発電事業に参入する取引先の設備資金需要に関連し、ABLの活用等により支援を行いました。

◎ **成長段階における支援**

当組合は取引先企業の成長段階における支援として、ビジネスマッチングによる販路獲得等の支援や営業店における取引先企業への継続的な訪問、コンサルティング機能の提供等を通じて事業拡大のための支援を積極的に行っています。

【取組実績】

2019年度における当組合取引先企業の成長支援に関する貸出実績は、21先の506百万円でした。

また、ビジネスマッチングの機会提供として、信用組合業界が2019年10月に「2019しんくみ食のビジネスマッチング展」を東京都池袋で開催しました。このビジネスマッチング展の商談会に、当組合でお取引いただいている2社が出展されました。

◎ **成長基盤強化支援資金**

当組合は、日本銀行による成長基盤強化に向けた貸出制度「成長基盤強化を支援するための資金供給」を活用し、日本銀行が成長基盤の対象としている19分野の事業に対して積極的な支援を行っています。

【取組実績】

2019年度における成長基盤強化を支援するための資金供給実績は、54件の1,744百万円でした。

◎ **経営改善・事業再生・業種転換等の支援**

地域密着型金融機関として地域の中小企業の育成や健全化を推進するため、事業再生や改善が見込まれるお客様に対して経営改善計画策定のための支援や計画の実現に向けた取組みとして、外部認定支援機関（顧問税理士、保証協会、中小企業再生支援協議会等）との連携によりお客様の経営改善支援に取組んでいます。なお、貸出条件変更先等のお客様であっても償還能力の向上が見込まれる場合には、新規の信用供与も積極的に行っています。

【取組実績】

外部認定支援機関との連携による経営改善支援の取組状況（2020年3月31日現在）

連携認定支援機関名	中小企業再生支援協議会	顧問税理士	保証協会（経営サポート会議）
支　援　先　数	10 先	4 先	32 先

【ランクアップ先数】

2019年度における経営改善支援先への積極的な支援の結果、ランクアップした先は13先でした。

◎ **事業承継支援**

当組合は中小企業・小規模事業者が抱えている事業承継に関する相談や後継者問題などの経営課題に対して積極的な支援を行っています。

【取組実績】

2019年度は、兵庫県中小企業団体中央会（しっかいや中央会）のご協力をいただき、当組合取引先6社のお客様から事業承継に関する相談を承りました。

◎ **6次産業化ファンドへの出資**

当組合は2014年1月1日に（株）みなと銀行、（株）農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）、みなとキャピタル（株）と共同で農林漁業者等による6次産業化を支援するファンドを設立しています。本ファンドは農林漁業者とパートナー企業である2次・3次産業者の共同出資による会社のうち、6次産業化法に基づく認定を受けた会社に対して出資をしています。

地域の活性化に関する取組状況

当組合は地域の面的再生への積極的な参画として、地方公共団体や商工会、各種団体との連携により、取引先企業の経営支援を積極的に行っています。

なお、2019年度における地域経済の活性化に関する取組実績は次のとおりです。

【取組実績】

水産加工業者12先に対し190百万円、素麺業者14先に対し71百万円、青果業者19先に対し320百万円の支援を行いました。

金融仲介機能のベンチマークの取組状況

金融庁は2016年9月に「金融仲介機能のベンチマーク」を公表しました。ベンチマークとは、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価するための指標です。当組合では、このベンチマークを省みることにより、自身の取組みの進捗状況や課題等を認識し、金融仲介機能の質の向上を目指します。

【共通ベンチマーク1：取引先企業の経営改善や成長力の強化】

○当組合をメインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標等の改善が見られた先数及び同先に対する融資額の推移

メイン先数	メイン先の融資残高	経営指標等が改善した先数	経営指標等が改善した先に係る３年間の融資残高の推移		
2020 年 3 月末			2018 年 3 月末	2019 年 3 月末	2020 年 3 月末
1,303 先	381 億円	464 先	184 億円	220 億円	229 億円

※「メイン先」とは、当組合をメイン金融機関（借入残高が最も多い金融機関）としている先です。

※「経営指標等の改善」とは、経営指標（売上高、営業利益率、労働生産性等）の改善や就業者数の増加をいいます。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

【共通ベンチマーク2：取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上】

○当組合が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

（2020年3月末現在）

経営改善計画を策定している条件変更先の総数	キャッシュフローの状況	先　数
219 先	うち好調先（計画比 120%超）	19 先
	うち順調先（計画比 80%以上～ 120%以下）	52 先
	うち不調先（計画比 80%未満）	148 先

○当組合が関与した創業・第二創業の件数

（2019年度実績）

当組合が関与した創業件数	当組合が関与した第二創業件数
71 件	11 件

※「関与」とは、創業計画の策定支援、創業期取引先への融資、政府系金融機関等への紹介、ベンチャー企業への投融資・助成金等により支援することをいいます。

※「第二創業」とは、すでに事業を営んでいる企業の後継者等が新規事業を開始すること、既存の事業を譲渡した経営者等が新規事業を開始すること、抜本的な事業再生により企業が業種を変えて再建することをいいます。

○ライフステージ別の与信先数（先数単体ベース）及び融資残高

（2020年3月末現在）

項　　目	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	2,119 先	152 先	178 先	1,140 先	367 先	282 先
ライフステージ別の与信先に係る融資残高	628 億円	39 億円	76 億円	313 億円	45 億円	155 億円

※「創業期」とは創業、第二創業から5年までの先、「成長期」とは売上高平均で直近2期が過去5期の120%超の先、「安定期」とは売上高平均で直近2期が過去5期の120%から80%の先、「低迷期」とは売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満の先、「再生期」とは貸付条件の変更または延滞がある先をいいます。

【共通ベンチマーク3：担保・保証依存の融資姿勢からの転換】

○当組合が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数・融資額、及び全与信先数・融資額に占める割合

（2020年3月末現在）

項　　目	先　数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数・融資残高	981 先	470 億円
上記計数の全与信先数・当該与信先の融資残高に占める割合	46.3%	74.8%

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に、真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組事例（2019 年度）】

1．借入申出人の状況、事案の背景等
申出人は、長年にわたり不動産業を営んでおり、業績は堅調に推移、財務内容も良好な企業である。当組合との取引歴は長く、取引振りも良好であるところ、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証を求めない融資の検討依頼があった。
2．取組内容
当組合の審査において、以下の点を勘案した結果、経営者保証を求めない対応をすることとなった。 ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。 ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上の適切な範囲を超えていない。 ③ 法人のみの資産・収益力で借入金の返済が可能である。 ④ 法人から適時・適切に財務情報等が提供されている。 ⑤ 個別プロジェクトの都度、担保の提供が見込まれる。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況】

項　　目	2018 年度	2019 年度
新規に無保証で融資した件数	6 件	17 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.19%	0.61%
保証契約を解除した件数	0 件	11 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0 件	0 件

地域貢献

地域に貢献する淡陽信用組合の経営姿勢

当組合は、中小企業等協同組合法に基づく地域信用組合で兵庫県一円を営業地区とし、地域の中小企業・小規模事業者や住民が組合員となってお互いに助け合い、発展していくという「相互扶助」を基本理念とする協同組織金融機関です。
中小企業・小規模事業者や住民一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常に顧客（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としています。
また、地域社会の一員として当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでいます。

融資を通じた地域貢献

当組合は、担保・保証に過度に依存することなく「経営者保証に関するガイドライン」に基づき誠実に対応し、また経営者以外の第三者の個人的連帯保証人を求めないことを原則として、中小企業・小規模事業者や個人に対する円滑な資金供給を行い、地域経済の振興と地域社会の発展に貢献できるよう努めています。

◎ **利用者区分別・使途別の状況**

2020年3月末現在の貸出先数及び貸出残高は、次のとおりです。

区　　分	貸出先数（先）	貸出残高（百万円）		
事　業　者	3,306	71,996	内　訳	設備資金　47,130百万円 運転資金　52,306百万円 （住宅ローン　10,314百万円） （消費者ローン　6,300百万円）
個　　人	5,714	16,196		
地方公共団体	7	11,244		
合　　計	9,027	99,437		

◎ **地方自治体の制度融資の取扱状況**

当組合は、兵庫県や神戸市等の中小企業・小規模事業者向け制度融資の取扱窓口に指定されています。なお、2020年3月末現在の取扱件数及び貸出残高は次のとおりです。

制度融資名		取扱件数（件）	貸出残高（百万円）	制度融資名		取扱件数（件）	貸出残高（百万円）
兵庫県	長期資金	311	1,762	兵庫県	経営安定化	196	1,595
	短期資金	31	247		防災・エネルギー設備促進貸付	39	434
	特別小規模貸付	229	570		その他制度融資	134	923
	新分野進出支援	47	344	神戸市　制度融資		31	29
	設備更新貸付	236	1,810	その他市町　制度融資		45	150
合　　計						1,299	7,870

外部機関との連携による経営相談事業等

当組合は兵庫県中小企業団体中央会と連携し、経営相談事業やセミナーの開催等を通じて取引先の経営力向上のためのお手伝いをさせていただいています。

◎ **経営相談事業**

兵庫県中小企業団体中央会が運営している「しっかいや中央会」との連携により、コーディネーター（中小企業診断士など）が当組合取引先へ訪問し、「しっかいや中央会移動相談会」と題する個別相談会を実施しています。この相談会は、販路開拓、人材育成、新事業展開、助成金制度の活用など、様々な経営課題についてアドバイスさせていただくものです。なお、2019年度は延べ26先からの相談を承りました。

◎ **HACCP（ハサップ）セミナー開催**

HACCPとは、原材料の受入から最終製品までの各過程ごとに、微生物による汚染や異物の混入などの危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法です。この手法を導入することにより、品質のバラつきが少なくなる、安定した安全な製品が作れるようになる、取引先の評価が上がる、クレームやロス率が下がる、などのメリットがあります。

当組合は、取引先の食品製造・加工業者等の方の経営力向上に資するよう2019年9月にHACCPセミナーを開催しました。セミナーでは、兵庫県中小企業団体中央会を通じて講師（公益社団法人日本食品衛生協会HACCP普及指導員）をお招きし、取引先の素麺業者の方や水産加工業者の方にご参加いただきました。

情報提供活動

当組合は知的サービスの一環として、お客様のお役に立つ有益な情報を提供することに努めています。

◎ **淡陽ニュースの発行**

取引先をはじめ地域の皆様の幸せと発展に寄与することを目的に、1985（昭和60）年5月以来、広報紙「淡陽ニュース」を各家庭ならびに事業所向けに年3回（毎回約7千部）発行しています。掲載記事は、取引先や当組合のトピックス、商品のご案内、警察キャンペーンなど、バラエティーに富んだ興味あふれる内容となっています。

◎ **情報誌「ボン・ビバーン」の配布**

1999（平成11）年4月に創刊された生活情報誌「ボン・ビバーン」を隔月で取引先の方へ配布しています。この情報誌は、一般社団法人全国信用組合中央協会が監修するもので、小冊子でありながらも内容が大変充実していると好評を得ています。

お客様同士の親睦活動

◎ **淡陽信用組合年金友の会**

「淡陽信用組合年金友の会」は、当組合で公的年金をお受取りになっている方々の親睦を図るため 1983（昭和 58）年 6 月に発足し、会員の皆様には、お誕生日プレゼントの贈呈や観劇ツアー等へのご案内を毎年行っています。
なお、2019 年度における観劇ツアー等の開催は次のとおりでした。

☆ 2019 年 6 月 21 日、大阪新歌舞伎座における「松平健・川中美幸特別公演（中村玉緒特別出演）」の観劇ツアーに、西はりまブロックの会員 142 名の方にご参加いただきました。

☆ 2020 年 1 月 23 日、大阪新歌舞伎座における「五木ひろし特別公演（坂本冬美特別出演）」の観劇ツアーに、南あわじ市ブロックの会員 81 名の方にご参加いただきました。
また、淡路市ブロックも同公演の観劇ツアーを実施し、2020 年 1 月 28 日、会員 77 名の方にご参加いただきました。

年金友の会

◎ **淡陽会**

「淡陽会」は、1986（昭和61）年 1 月に発足し、当組合のお客様同士がゴルフを通じて親睦を深める会です。地区ごとに組織されており、毎年定期的にコンペを開催し、会員の皆様にゴルフプレーを楽しんでいただいています。
なお、2019 年度におけるゴルフコンペの開催は次のとおりでした。

☆ 淡陽会洲本地区によるコンペが2019年6月21日、9月20日、12月20日、2020年3月19日に洲本GCで開催され、延べ106名の会員の方にご参加いただきました。

☆ 淡路市淡陽会によるコンペが2019年4月18日、7月11日、11月14日に淡路ＣＣで開催され、延べ116名の会員の方にご参加いただきました。

☆ 南あわじ淡陽会によるコンペが2019年4月24日、8月3日、11月6日に洲本ＧＣで開催され、延べ125名の会員の方にご参加いただきました。

☆ 西はりま淡陽会によるコンペが2019年10月9日に三日月ＣＣで開催され、51名の会員の方にご参加いただきました。

淡陽会ゴルフコンペ

◎ **淡陽レディースクラブ**

「淡陽レディースクラブ」は、洲本市に在住する取引先のご婦人の親睦を図るため1986（昭和61）年10月に設立され、旅行や観劇、食事会などの行事を行っています。
なお、2019 年度における活動状況は次のとおりでした。

☆ 2019年5月16日、大阪松竹座において、藤山直美さん主演の「笑う門には福来たる～女興行師吉本せい～」の観劇と、その後の神戸市中央区海岸通にある「梅の花」における夕食会に、22名の会員の方にご参加いただきました。

☆ 2019年12月3日、洲本市海岸通の「海月館」における総会兼夕食会に、22名の会員の方にご参加いただきました。

淡陽レディースクラブ

文化的・社会的貢献活動

当組合は、「夢あるくらしのパートナー」として人と人とのふれあいを大切にし、愛され親しまれ、地域と共に発展する信用組合を目指して文化的・社会的貢献活動にも積極的に取り組んでいます。なお、2019 年度における文化的・社会的貢献活動は以下のとおりです。

◎ **音楽祭に協賛！**

2019 年 7 月 28 日、淡路市志筑の「しづかホール」において、淡路吹奏楽連盟が「第 41 回淡路吹奏楽祭（兼第 66 回兵庫県吹奏楽コンクール淡路地区大会）」を開催し、当組合が協賛しました。

◎ **地元のお祭りに参加！**

淡路島の夏祭りを代表する真夏の祭典「第 72 回淡路島まつり」が 2019 年 8 月 2 日～4 日にかけて洲本市の市街地を中心に開催され、当組合の役職員約 100 名が踊り大会に出場し、お祭りムードを盛り上げました。

淡路島まつり

◎ **愛の献血運動に参加！**

当組合は社会貢献活動の一環として、2002（平成 14）年度から毎年 9 月 3 日の『しんくみの日』前後に「しんくみの日週間献血運動」を実施しており、2019 年度も 65 名の役職員が愛の献血を行いました。また、当組合取引先の多数のお客様にもご協力いただき、心からお礼申し上げます。

献血運動

◎ **清掃活動の実施！**

当組合の職員相互の親睦団体である「淡陽しころ会」が、同会の行事として 2019 年 9 月 7 日に洲本市海岸通にある大浜海水浴場と南あわじ市松帆慶野にある慶野松原海水浴場の清掃活動を実施しました。

清掃活動

◎ **「しんくみピーターパンカード」への取組み！**

「しんくみピーターパンカード」は、すべての子供達とその家族の心と身体の健全な育成を支援するカードです。信用組合業界と信販会社が協力して実施している寄付金活動であり、ピーターパンカードでショッピングすると、ご利用額の 0.5%が各地の信用組合を通じて子供達の健全育成を支援する団体や福祉施設に寄付されます（※カードご利用者に負担をおかけすることはありません）。

当組合は 2002（平成 14）年度からこの活動に取組んでおり、2019 年度は洲本市上物部の兵庫県立あわじ特別支援学校に寄付金を贈呈しました。

ピーターパンカード寄付金贈呈式

◎ **講演会の開催！**

当組合は地域社会の繁栄と発展に寄与するため、1978（昭和 53）年から毎年定期的に外部の著名人を講師としてお招きし、様々なテーマに沿った講演会（「淡陽講演会」）を開催しています。

2019 年度は、11 月 20 日にフリーアナウンサーの山本浩之氏をお招きし、「日々新たな出会い、発見！」と題して当組合本店 5 階大ホールでご講演いただきました。

講演会

◎ **地域との連携！**

当組合は 2016（平成 28）年 6 月に姫路市と「成長分野ビジネスプラン事業化推進事業に係る連携協力に関する覚書」を締結しています。この事業は、中小企業の成長分野への参入を促進する取組みで、先端技術や次世代エネルギーなどの成長分野に関する新製品・新技術の開発から販路開拓までを示したビジネスプランの事業化を支援するものです。

また、2016（平成 28）年 11 月に洲本市、龍谷大学、PS 洲本㈱、淡路信用金庫との間で「地域貢献型再生可能エネルギー事業の推進に関する協定」を締結しています。この事業は、地域の資源を活用して再生可能エネルギーを生み出し、事業で得られた利益を地域のために活用するという取組みで、洲本市と龍谷大学が「域学連携事業」の一環として取組んでいる「地域貢献型再生可能エネルギー事業」を支援しています。

◎ **高齢者支援に関する取組み！**

当組合は、地域で暮らす高齢者を見守り、緊急時の連携を密にするため、洲本市と「高齢者見守り事業に関する協定」を結んでいます。同事業では洲本市内の金融機関や生活協同組合コープこうべなど 8 事業者が提携しており、お客様の自宅を訪問した際などに、認知証の兆候や異変に気づいた場合等は、市へ連絡することで地域の高齢者を守るものです。また、宍粟市とも同様の協定を結び、高齢者支援に取組んでいます。

地域貢献

◎ 振り込め詐欺防止に向けた取組み　～「振り込め詐欺」からお客様をお守りするために～

キャッシュカードによるお振込みの一部制限について

淡陽信用組合は振り込め詐欺被害を未然に防止するため、当組合キャッシュカードによるATMを利用したお振込みについて、一部のお客様を対象にご利用を制限させていただいております。対象となるお客様には大変ご不便をおかけしますが、お客様の大切な預金を悪質な犯罪者からお守りする対応となりますので、何卒、ご理解いただくようお願い申し上げます。

対象となるお客様	次の①と②の両方に該当するお客様 ①70歳以上の個人のお客様 ②過去3年以上、当組合のキャッシュカードによりATMを利用してお振込みをされていないお客様 ※毎年3月31日時点の年齢、ご利用実績を確認し、上記の条件に該当するお客様を対象といたします。
利用制限の内容	対象となるお客様については、当組合キャッシュカードによるATMを利用したお振込みについて、1日あたりの限度額を1,000円とさせていただきます。 ※キャッシュカードによるご入金やご出金は、従来どおりご利用いただけます。
限度額を変更される場合	利用制限の対象となるお客様が限度額の変更をご希望される場合は、キャッシュカード、お届け印、本人確認書類をご持参のうえ営業店窓口までお申し出下さい。

お客様からの苦情・相談等への対応

《苦情処理措置》

当組合は、お客様により一層ご満足いただけるよう本部に「お客様相談室」、営業店に「ご相談窓口」を設置し、お取引にかかる苦情等（※）を受け付けていますので、お気軽にお申し出ください。

（※）苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

◎ お客様相談室

窓　　口：淡陽信用組合　業務推進部
住　　所：洲本市栄町１－３－17
電話番号：フリーダイヤル　0120－17－2616（携帯電話からは 0799－25－2616）
受付時間：午前９時～午後５時（土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く）

なお、苦情対応等の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。
【ホームページアドレス　https：//www.danyo.co.jp】

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けています。
一般社団法人生命保険協会　生命保険相談所　（電話番号：03 － 3286 － 2648）
一般社団法人日本損害保険協会　そんぽ ADR センター　（電話番号：0570 － 022808）

《紛争解決措置》

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は上記「お客様相談室」または下記の「一般社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所」までお申し出ください。
また、お客様から下記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です（なお、下記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます）。

◎ 一般社団法人全国信用組合中央協会　しんくみ相談所

住　　所：〒104－0031　東京都中央区京橋１－９－５（全国信用組合会館内）
電話番号：03－3567－2456
受付時間：午前９時～午後５時（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

◎ 弁護士会

東京弁護士会　紛争解決センター　（電話番号：03－3581－0031）
第一東京弁護士会　仲裁センター　（電話番号：03－3595－8588）
第二東京弁護士会　仲裁センター　（電話番号：03－3581－2249）

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

●法定開示項目記載頁一覧

★印は、「協金法第６条で準用する銀行法第 21 条」「金融再生法」に基づく開示項目、
☆印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

項　　目	掲載頁
ごあいさつ	1
当組合の概要	2
【概況・組織】	
事業方針	3
だんようのあゆみ	3
トピックス	3
★役員一覧（理事及び監事の氏名、役職名）	3
★会計監査人の氏名または名称	3
組合員数・出資金の推移	3
★組織図（事業の組織）	4
☆総代会	4 ～ 5
★店舗等のご案内（事務所の名称、所在地）	6
【主要事業内容】	
★主な事業の内容	7
預金商品のご案内	7
融資商品のご案内	8
各種サービス業務のご案内	9
主な手数料一覧表	10 ～ 11
【業務に関する事項】	
★事業の概況	12
★経常収益	17
★経常利益	17
★当期純利益	17
★預金積金残高	17
★貸出金残高	17
★有価証券残高	17
★総資産額	17
★純資産額	17
★単体自己資本比率	17
★出資総額、出資総口数	17
★出資に対する配当金	15、17
★職員数	3、17
【主要業務に関する指標】	
★資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	16
★業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益	16
★コア業務純益、業務純益（除く投資信託解約損益）	16
経費の内訳	16
★受取利息及び支払利息の増減	16
その他業務収益の内訳	16
役務取引の状況	16
★資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高	18
★総資金利鞘等（資金運用利回り、総資金利鞘）	18
★総資産利益率（総資産経常利益率、総資産当期純利益率）	18

項　　目	掲載頁
【預金に関する指標】	
職員１人当たりの預金残高	18
１店舗当たりの預金残高	18
★預金種目別平均残高	18
預金者別預金残高	18
★定期預金種類別残高	18
財形貯蓄残高	18
【貸出金等に関する指標】	
★預貸率（期末・期中平均）	17
職員１人当たりの貸出金残高	18
１店舗当たりの貸出金残高	18
★貸出金金利区分別残高	18
消費者ローン・住宅ローン残高	18、34
★貸出金種類別平均残高	19
★貸出金使途別残高	19
★担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	19
★貸出金業種別残高・構成比	19
代理貸付残高の内訳	21
【有価証券に関する指標】	
★預証率（期末・期中平均）	17
★有価証券種類別残存期間別残高	19
★有価証券種類別平均残高	19
【経営管理体制に関する事項】	
★リスク管理態勢	21
★法令等遵守（コンプライアンス）態勢	22
顧客保護等管理方針	23
お客様本位の業務運営についての基本方針	23
金融商品に係る勧誘方針	23
反社会的勢力に対する基本方針	23
★苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	37
【財産の状況】	
★貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	12 ～ 15
☆財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	15
★法定監査の状況	15
★貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	17、27
★貸出金償却額	17
★有価証券の時価等情報	17
★リスク管理債権及び同債権に対する保全額	20
★金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	20
★自己資本の充実の状況	24 ～ 30
【その他業務】	
内国為替取扱実績	21
【その他】	
☆報酬体系	16
☆「経営者保証に関するガイドライン」への対応	33
【地域貢献に関する事項】	
☆地域密着型金融の取組状況	31 ～ 37
★中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	31 ～ 33
☆地域貢献	34 ～ 37

夢あるくらしのパートナー

淡陽信用組合

https://www.danyo.co.jp